

令和元年度業務実績 自己評価報告書

令和2年7月28日
独立行政法人自動車事故対策機構



目 次

令和元年度 年度評価 項目別評定総括表	1
(国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項)	
1-1 安全指導業務等	2
指導講習、適性診断の充実・改善	
民間参入の促進	
運輸安全マネジメント制度等の浸透・定着	
国の安全対策への貢献	
1-2 被害者援護業務	15
治療・看護の充実	
知見・成果の普及促進、在宅介護者への支援	
介護料の支給等	
貸付、精神的支援の実施	
債権管理・回収の強化	
自動車事故被害者等への相談対応・広報活動	
1-3 自動車アセスメント情報提供業務	36
効率的・効果的な試験・評価の実施	
わかりやすい情報提供	
(業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項)	
2-1 業務改善の取組	
2-1-1 効率的な運営体制の確保、管理業務の簡素化等	42
2-1-2 一般管理費・業務経費の削減、調達等合理化の取組の推進	43
2-1-3 外部評価の実施、公表	47
2-2 業務の電子化及びシステムの最適化	48
3-1 財務運営の適正化	50
3-2 自己収入等の拡大	52
3-3 保有資産の見直し	54
3-4 短期借入金の限度額	55
3-5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画	56
3-6 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画	57
3-7 剰余金の使途	58
4-1 内部統制の充実強化、情報セキュリティ対策	59
4-2 施設及び設備に関する計画	63
4-3 人事に関する事項	
4-3-1 人事に関する計画	64
4-3-2 人材の活用	66
4-4 自動車事故対策に関する広報活動	69

様式1-1-3 中期目標管理法 年度評価 項目別評価総括表

中期計画（中期目標）	年度評価					項目別 調書No.	備考
	29 年度	30 年度	元 年度	2 年度	3 年度		
I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項							
安全指導業務等		A	<u>A</u>				
指導講習、適性診断の充実・改善	B	B	B			1-1	
民間参入の促進	<u>A○</u>	<u>A○</u> 重	<u>A○</u> 重			1-1	
運輸安全マネジメント制度等の浸透・定着	B	B	B			1-1	
国の安全対策への貢献	B○	A○ 重	A○ 重			1-1	
被害者援護業務		B	B				
治療・看護の充実	<u>B</u>	<u>A重</u>	<u>B重</u>			1-2	
知見・成果の普及促進、在宅介護者への支援	A	A	A			1-2	
介護料の支給等	<u>B○</u>	<u>B○</u> 重	<u>B○</u> 重			1-2	
貸付・精神的な支援の実施	B	B	B			1-2	
債権管理・回収の強化	B	B	B			1-2	
自動車事故被害者等への相談対応・広報活動	B	B	B			1-2	
自動車アセスメント業務		B	B				
効率的・効果的な試験・評価の実施	<u>B○</u>	<u>B○</u> 重	<u>B○</u> 重			1-3	
わかりやすい情報提供	A	A	A			1-3	

中期計画（中期目標）	年度評価					項目別調 書No.	備考
	29 年度	30 年度	元 年度	2 年度	3 年度		
II. 業務運営の効率化に関する事項							
効率的な運営体制の確保、管理業務の簡素化等	B	B	B			2-1-1	
一般管理費・業務経費の削減、調達等合理化の取組の推進	B	B	B			2-1-2	
外部評価の実施、公表	B	B	B			2-1-3	
業務の電子化及びシステムの最適化	B	B	B			2-2	
III. 財務内容の改善に関する事項							
財務運営の適正化	B	B	B			3-1	
自己収入等の拡大	B	B	B			3-2	
保有資産の見直し	B	B	B			3-3	
短期借入金の限度額	-	-	-	-		3-4	
不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画	-	-	-	-		3-5	
重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画	-	-	-	-		3-6	
剰余金の使途	-	-	-	-		3-7	
IV. その他業務運営に関する重要事項							
内部統制の充実強化、情報セキュリティ対策	B	B	B			4-1	
施設及び設備に関する事項	B	B	B			4-2	
人事に関する計画	B	B	B			4-3-1	
人材の活用	B	B	B			4-3-2	
自動車事故対策に関する広報活動	B	A	A			4-4	

- ※1 重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「○」を付す。
- ※2 難易度を「高」と設定している項目については、各評語に下線を引く。
- ※3 重点化の対象とした項目については、各評語の横に「重」を付す。
- ※4 「項目別調書No.」欄には、元年度の項目別評価調書の項目別調書No.を記載。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-1	安全指導業務等 指導講習・適性診断の充実・改善、民間参入の促進、運輸安全マネジメント制度等の浸透・定着、国の安全対策への貢献		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人自動車事故対策機構法第13条第1号、第2号及び第9号
当該項目の重要度、難易度	<ul style="list-style-type: none"> ・民間参入の促進【重要度：高】 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）及びこれに先立って行われた議論等の政府決定に基づく取組であるため。 ・民間参入の促進【難易度：高】 民間参入の促進については、運輸業の事業者団体等の経営判断等の外部要因に強く影響を受ける指標であるため。 ・国の安全対策への貢献【重要度：高】 「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」（平成28年6月3日軽井沢スキーバス事故対策検討委員会決定）に基づいた道路運送法の改正等、国が行う自動車事故の発生の防止のための対策について、安全指導業務に係るこれまで蓄積した知見等を活用して、適切に対応する必要があるため。 	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号188-3

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標 期間最終年度 値等）	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
指導講習受講者数	—	130,002人	129,075人	128,409人	123,803人				予算額（千円）	2,297,000	2,392,000	2,569,000	
指導講習（基礎・一般）受講者数	—	127,856人	126,849人	126,598人	122,213人				決算額（千円） ※注1～注3	2,435,541	2,492,386	2,621,500	
指導講習（基礎・一般）インターネット予約利用者数	—	116,465人	118,224人	118,481人	115,546人				経常費用（千円） ※注1～注3	3,059,765	3,150,018	3,293,532	
指導講習インターネット予約率	中期目標期間の各年度において、指導講習80%以上	91.1%	(計画) 80%以上 (実績) 93.2%	(計画) 80%以上 (実績) 93.6%	(計画) 80%以上 (実績) 94.5%				経常利益（千円） ※注1～注3	63,988	147,188	101,114	

達成度	—	113.9%	116.5%	116.2%	118.1%			行政サービス実施コスト(千円)	—	—	—		
適性診断受診者数	—	460,105人	462,170人	471,842人	477,307人			従事人員数 ※注4	309	314	319		
適性診断(一般、C付、初任、適齢)支所内受診者数	—	318,020人	311,868人	316,034人	316,020人								
適性診断インターネット予約利用者数	—	243,363人	250,199人	256,835人	262,873人								
適性診断インターネット予約率	中期目標期間の各年度において、適性診断70%以上	76.5%	(計画)70%以上 (実績)80.2%	(計画)70%以上 (実績)81.3%	(計画)70%以上 (実績)83.2%								
達成度	—	127.5%	114.6%	116.1%	118.9%								
一般診断受診者数	—	248,432人	247,310人	249,809人	252,857人								
一般診断支所外受診者数	—	125,838人	133,295人	138,350人	142,545人								
一般診断支所外受診率	中期目標期間の各年度において50%以上	50.7%	(計画)50%以上 (実績)53.9%	(計画)50%以上 (実績)55.4%	(計画)50%以上 (実績)56.4%								
達成度	—	101.4%	107.8%	110.8%	112.8%								
指導講習テキスト頒布数	中期目標期間の最終年度までに135,000冊以上	36,174冊	(計画)27,000冊 (実績)41,684冊	(計画)27,000冊 (実績)46,387冊	(計画)27,000冊 (実績)50,793冊								
達成度	—	—	154.4%	171.8%	188.1%								
指導講習講師要件研修参加者数	—	122人	109人	141人	125人								
指導講習民間参入事業	—	85者	100者	118者	130者								

者数（年度末事業者数）															
ナスバネット提供数	中期目標期間の最終年度までに160,000件以上	39,551件	(計画)32,000件 (実績)44,257件	(計画)32,000件 (実績)50,241件	(計画)32,000件 (実績)58,003件										
達成度	—	—	138.3%	157.0%	181.3%										
カウンセラー要件研修参加者数	—	45人	53人	47人	58人										
適性診断民間参入事業者数（年度末事業者数）	—	69者	86者	98者	109者										
安全マネジメント評価実施事業者数	—	13者	11者	13者	2者										
安全マネジメントコンサルティング実施件数	—	21件	36件	31件	25件										
講師派遣実施件数	—	541件	543件	564件	517件										
ガイドラインセミナー実施回数、参加人数	—	89回 2,255人	90回 2,276人	97回 2,187人	83回 1,908人										
リスク管理（基礎）セミナー実施回数、参加人数	—	72回 1,249人	68回 1,316人	73回 1,489人	67回 1,158人										
内部監査（基礎）セミナー実施回数、参加人数	—	64回 944人	61回 1,091人	61回 1,146人	57回 1,021人										

安全マネジメントセミナー参加人数	—	1,137人	1,119人	1,088人	1,004人									
危険予知トレーニング教材頒布数	—	2,189部	2,323部	966部	2,010部									
貸切バス事業者安全性評価認定制度への協力件数	—	196件	275件	283件	370件									
運輸安全管理の浸透・定着度に関する評価度	中期目標期間の年度毎に4.0以上	—	(計画) 4.0以上 (実績) 4.6	(計画) 4.0以上 (実績) 4.7	(計画) 4.0以上 (実績) 4.4									
達成度	—	—	115.0%	117.5%	110.0%									
貸切バス適正化事業への協力件数	—	52件	422件	643件	510件									

※注1) 法人財務諸表「セグメント情報の開示」に記載されている「安全指導業務等」の実績額（安全指導業務等全体の実績額）を記載。

※注2) 決算額は支出額（業務費）を記載、経常費用は事業費用を記載、経常利益は事業損益を記載。

※注3) 人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

※注4) 従事人員数については、現場職員が間接部門及び事業部門を横断的に担務しており業務ごとに切り分けられないため、常勤職員数 347 人から計上可能な本部の間接部門専属人数 28 人を差し引いた人数を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
				業務実績	自己評価	評価		
						安全指導業務等の評価：A 【細分化した項目の評価の算術平均】 (A4点×2×2項目+B3点×2項目)÷(4項目+2項目)=3.66 ⇒算術平均に最も近い評価は「A」評価である。 ※算定にあたっては評価毎の点数を、S：5点、A：4点、B：3点、C：2点、D：1点とし、重要度の高い項目については加重を2倍としている。	評価	
① 安全指導業務が事業用自動車の事故防止に重要な役割を果たしていることを踏まえ、全国に存在する自動車運送事業者に対し、指導講習・適性診断の受講・受診等の機会を提供する(ユニバーサルサービスの確保)。 あわせて、ITの活用等により業務運営の効率化を図るとともに、これまで蓄積した知見等を活用して新たな安全対策への貢献を検討するとともに、関	民業補完の原則を踏まえ、ユニバーサルサービスを確保しつつ、民間と協働して、全国の自動車運送事業者に対して質の高い安全指導業務等を以下のとおり実施します。 ① 全国に存在する自動車運送事業者に対して指導講習及び適性診断を実施します(ユニバーサルサービスの確保)。 また、これまで蓄積した知見等を活用して、国が行う高齢運転者の事故防止対策等に応じた新たな安全対策への貢献を検討する	民業補完の原則を踏まえ、ユニバーサルサービスを確保しつつ、民間と協働して、全国の自動車運送事業者に対して質の高い安全指導業務等を以下のとおり実施します。 ① 全国に存在する自動車運送事業者に対して指導講習及び適性診断を実施する(ユニバーサルサービスの確保)ととともに、これまで蓄積した知見等を活用して、国が行う高齢運転者の事故防止対策等に応じた新	<主な定量的指標> ・指導講習インターネット予約率 ・適性診断インターネット予約率 ・一般診断支所外受診率 <その他の指標> ・適性診断受診者数 ・指導講習受講者数 <評価の視点> ・指導講習教材の改訂が適切にされているか。 ・国が行う高齢者事故防止対策等に応じた安	<主要な業務実績> 1) 安全指導業務実績 ・ユニバーサルサービスを確保するため、全国50支所において指導講習を1,179回開催し、適性診断を受診端末3,942台により実施。 ・指導講習受講者数123,803人(前年度128,409人) ・適性診断受診者数477,307人(前年度471,842人) 2) 国が行う安全対策への貢献 ①指導講習の視聴覚教材等の製作・放映 ・国が行う高齢者事故防止対策等に応じて、指導講習テキストに「高齢者の健康問題」を掲載するとともに、指導講習視聴覚教材「高齢運転者の安全運行のために」を製作し、指導講習において放映するとともに、他の認定機関等に対して、同視聴覚教材を無償貸与し、放映してもらう取組を行った。また、道路運送法の改正に応じて指導講習テキストに貸切バスに関する制度改正等の内容を掲載した。 ②適性診断の実施 ・65才以上の事業用自動車の運転者等に対して行う適性診断を79,448人に実施。加齢に伴う身体機能の変化の運転行動への影響を認識させるとともに、交通事故の未然防止のために身体機能の変化に応じた運転行動	<評価と根拠> 評価：B ・全国50支所で指導講習及び適性診断を実施した。 ・関係法令の改正に応じた最新情報を指導講習教材に掲載するとともに、高齢者事故防止対策等に応じた視聴覚教材「高齢運転者の安全運行のために」を製作し、指導講習において放映し、内容の充実を図った。 ・高齢運転者に対する適性診断において身体機能の変化に応じた運転に関する留意事項を助言指導し、事故防止対策を講じた。 ・高齢運転者の事故防止対策として、大学機関と連携し、加齢変化に係る機能を測定する新たなテストの研究を令和2年度から着手できるよう体制を整えた。 ・指導講習及び適性診断インターネット予約システムを適切に管理し、24時間365日予約できる環境を維持するとともに、その利便性を周知し、利用	評価		

<p>係法令の改正に応じて、指導講習教材の改定を行う等により安全指導業務の一層の充実を図る。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指導講習受講者数(前中期目標期間実績:平成24年度から27年度までの平均受講者数 135,495人) ・適性診断受診者数(前中期目標期間実績:平成24年度から27年度までの平均受診者数 459,399人) 	<p>とともに、関係法令の改正に応じて、指導講習教材の改定を行う等により内容の一層の充実・改善を図ります。</p> <p>あわせて、ITを活用し、指導講習・適性診断に係るインターネット予約による受講者・受診者の割合を中期目標期間の各年度において、指導講習80%以上、適性診断70%以上とするほか、契約事業者等(注1)による一般診断の利用促進を図るため、支所以外での受診者の割合を、中期目標期間の各年度において50%以上とします。</p> <p>これらの取組を通して業務の効率化を図るとともに、民間参入の状況等を踏まえながら、業務運営の効率化を図ります。</p> <p>(注1)「契約事業者」とは、機構のインターネット適性診断システム利用</p>	<p>たな安全対策への貢献を検討し、関係法令の改正等に応じて、指導講習教材の改定を行う等により内容の一層の充実・改善を図ります。</p> <p>あわせて、ITを活用し、指導講習・適性診断に係るインターネット予約による受講者・受診者の割合を指導講習80%以上、適性診断70%以上とするほか、契約事業者等(注1)による一般診断の利用促進を図るため、支所以外での受診者の割合を50%以上とします。</p> <p>これらの取組を通して業務の効率化を図るとともに、民間参入の状況等を踏まえながら、業務運営の効率化を図ります。</p> <p>(注1)「契約事業者」とは、</p>	<p>全指導業務が行われているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インターネット予約による受講者・受診者の割合が指導講習80%以上、適性診断70%以上確保されているか。 ・インターネット適性診断システムによる支所以外での一般診断受診者の割合が50%以上確保されているか。 	<p>について留意すべき点に関する助言・指導を実施。</p> <p>③高齢運転者の事故防止対策として、大学機関と連携し、加齢変化に係る機能を測定する新たなテストの研究を令和2年度から着手できるよう体制を整えた。</p> <p>3) インターネット予約の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指導講習の開催時にインターネット予約の方法、利便性やインセンティブについて説明。また、適性診断受診者等に同様に説明。 ・電話予約の受付の際には、インターネット予約の利便性を説明し、次回のインターネット予約に結び付けるために実際の操作方法を交えた予約方法を説明するとともに、適性診断を利用される事業者には、ID及びパスワードを付与するなどの対応を実施して利用促進を図った。 ・以上によりインターネット予約率は指導講習94.5%、適性診断83.2%となった。 <p>4) 支所以外での一般診断の受診促進</p> <p>①契約事業者等へのナスバネットの利用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約事業者に対しては自社において24時間いつでも適性診断ができること、過去の適性診断の受診状況について情報を提供し、繰り返し受診することが事故防止により一層効果があること等、ナスバネット利用によるメリット等を説明し契約事業者等による一般診断の利用促進を図った。 <p>②ナスバネットの利用環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ナスバネットの利用を希望する事業者が、調達費用を抑え、ナスバネットを導入しやすくなるよう周辺機器(ステアリングコントローラー)の汎用性を持たせるために、ナスバネットのアプリケーションソフトウェアを改良し、平成27年度より継続して実施している改良と相まって、新たな契約事業者を獲得した(前年度比135者増)。この結果、支所以外での一般診断の受診者の割合は、56.4%となった。 	<p>促進を図ることにより、指導講習は目標値80%以上、適性診断は目標値70%以上の予約率を達成した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ナスバネットを適切に管理し、契約事業者において24時間365日受診できる環境を維持するとともに、ソフトウェアの改良によりナスバネットの設置費用を抑えた。また、その利便性を周知し、利用促進を図ることにより、目標値50%以上の支所外受診率を達成した。 <p>以上により、年度計画を十分に達成しているものと判断しB評価とするものである。</p> <p><課題と対応></p> <ul style="list-style-type: none"> ・当機構や民間機関が安全指導業務を提供していく上で、同業務のサービス提供がまだ十分でない「空白地域」に留意し、当機構としてユニバーサルサービスの提供を確保すべく、空白地域の解消に向けた対応の実施により、安全指導業務の裾野を一層拡大していく必要がある。 ・インターネット予約システム利用者及びナスバネット利用者の増加に伴い、システムに対応できる職員を育成・拡充する必要がある。 	
--	--	---	--	---	--	--

	規約に基づき、 機構との間で 利用契約を締 結した契約当 事者をいう。	機構のイン ターネット 適性診断シ ステム利用 規約に基づ き、機構との 間で利用契 約を締結し た契約当事 者をいう。					
② 民間参入の 一層の促進を 図るため、自動 車運送事業の 事業者団体等 に対し、安全指 導業務の実施 機関の認定取 得に向けた支 援を行う。 また、参入希 望者に対して、 これまで蓄積 した知見等を 活用した支援 を実施するこ とで、参入が促 進されるとと もに参入事業 者による安全 指導業務の質 の維持が図ら れるよう、中期 目標期間の最 終年度までに 参入事業者に 対して指導講 習教材頒布数 135,00冊 以上、ナスバネ ット(適性診断 システム)提供	② 引き続き、国と 連携し、安全指導 業務を担う民間 団体等のニーズ に応じ、認定取得 に必要な要件研 修の実施及び指 導講習講師、適性 診断カウンセラ ーへの教育訓練、 指導講習用テキ ストの頒布やナ スバネット(適性 診断システム)の 提供などにより、 認定取得を支援 します。 また、これまで 蓄積した知見等 を活かした支援 を実施すること で、参入が促進 されるとともに 参入事業者による 安全指導業務の 質の維持が図ら れるよう、中期目 標期間の最終年 度までに参入事 業者に対して指 導講習教材頒布 数135,000	② 引き続き、平 成25年度に 国が作成した 「安全指導業 務の民間参入 促進に向けた 取組の工程表」 (ロードマッ プ)に基づき、 安全指導業務 を担う民間団 体等のニーズ に応じ、認定取 得に必要な要 件研修の実施 及び指導講習 講師、適性診断 カウンセラー への教育訓練、 指導講習用テ キストの頒布 やナスバネッ ト(適性診断シ ステム)の提 供、業界団体と の協働実施等 参入に向けた 働きかけを着 実に実施する などにより、認 定取得を支援 します。	<主な定量的指 標> ・指導講習テキ スト頒布数 ・ナスバネット提 供数 <その他の指標 > ・指導講習講師要 件研修参加者 数 ・カウンセラー要 件研修参加者 数 ・指導講習民間参 入者数(年度 末事業者数) ・適性診断民間参 入者数(年度 末事業者数) <評価の視点> ・民間参入の促進 に向けた支援 が確実に行わ れているか。 ・他の認定機関に よる安全指導 の質を維持す るための取組 がなされてい	<主要な業務実績> 1) 民間参入団体等のニーズに応じた認定取得 支援 ・認定取得に必要な要件研修の実施時に、国 土交通大臣に対する認定申請等に関する照 会を多数受けたことから、平成28年度より 要件研修終了後に希望者を募って認定取得 に関する相談を受けるなど民間参入希望団 体等に対する認定取得のための支援を実施 (参加者23者、24名) 2) 認定取得に必要な要件研修の実施等 ① 認定取得に必要な要件研修の実施 【指導講習】 ・第一種講師要件研修6回開催、延べ84者 125名。 ・第二種講師要件研修:開催なし 【適性診断】 ・第一種カウンセラー要件研修3回開催、延 べ40者58名。 ② 教育訓練の実施 ・他の認定機関の適性診断カウンセラー及び 第一種講師に対する研修を以下のとおり行 った。 【指導講習】 ・第一種講師研修:2回開催、延べ10者17 名。 【適性診断】 ・カウンセラー教育・訓練12回開催、延べ32 者62名。 ③ 指導講習テキスト・ナスバネットアプリ ケーションソフトウェアの提供 ・指導講習の他の認定機関に対し、指導講習	<評価と根拠> 評価:A 新たに認定機関になろうと する民間団体等に対して、ナス バネットの提供のほか、指導講 習講師や適性診断カウンセラ ーの資格要件研修の実施、認定 取得に関する相談に対応する 等、認定取得に向けた支援を着 実に実施した。 また、他の認定機関の認定取 得後の質を維持するための支 援として「指導講習認定機関連 絡会」及びカウンセラー教育・ 訓練を行うとともに、計画を大 幅に上回る指導講習教材の頒 布及びナスバネット提供を行 った。 以上により、民間参入の促進 に向けた支援や参入後の安全 指導の質の確保に向けた支援 について、年度計画を大きく上 回っており、安全指導業務の裾 野の拡大に寄与したと判断し、 A評価とするものである。	評価	

<p>数160,000件以上とする。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間参入促進を目的とした講師資格要件研修参加者数（前中期目標期間実績：平成24年度から27年度までの平均参加者数56者（94人）） ・民間参入促進を目的としたカウンセラー要件研修参加者数（前中期目標期間実績：平成24年度から27年度までの平均参加者数26者（42人）） ・指導講習参入事業者数（平成27年度末時点：60者）、適性診断参入事業者数（平成27年度末時点：55者） <p>【重要度：高】</p> <p>「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）及びこれに先立って行われ</p>	<p>冊以上、ナスバネット提供数160,000件以上とします。</p>	<p>また、参入事業者による安全指導業務の質の維持が図られるよう、参入事業者に対して指導講習教材頒布数27,000冊以上、ナスバネット提供数32,000件以上とします。</p>	<p>るか。</p>	<p>テキストを121者に50,793冊頒布（基礎講習用テキスト20,716冊、一般講習用テキスト30,050冊、特別講習用テキスト27冊）し、適性診断の他の認定機関に対しては、89者に対し、ナスバネット409台分のアプリケーションを提供するとともに、58,003人（一般診断15,762人、初任診断25,817人、適齢診断15,634人、特定診断I・II790人）分の測定を提供した。</p> <p>④ 安全指導業務の質の維持</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他の認定機関の安全指導業務の質の維持が図られるよう平成27年度より毎年5月に、「指導講習認定機関連絡会」を開催している。令和元年度については、115者、171名が参加し、指導講習テキストの内容や法令改正等のポイントを教示している。 <p>3) 民間参入の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記取組等の結果、令和元年度において、指導講習14者、適性診断13者が国土交通省の認定を受けた。 <p>なお、令和元年度末現在における認定団体の総数は、指導講習130者、適性診断109者となっている（いずれもNASVAを除く）。</p>		
--	-------------------------------------	--	------------	---	--	--

<p>た議論等の政府決定に基づく取組であるため。</p> <p>【難易度：高】</p> <p>民間参入の促進については、運輸業の事業者団体等の経営判断等の外部要因に強く影響を受ける指標であるため。</p>							
<p>③ 事業者自らが主体的に輸送の安全性の向上を図る安全マネジメント業務については、主に中小規模の事業者を対象とした運輸安全マネジメント評価、講習会、コンサルティング等の実施により、国の取組と連携して安全指導業務において蓄積した経験・知見や全国に支所を有する体制を活用しつつ、自動車運送事業者全般への制度の浸透・定着を図る。</p> <p>また、安全指導業務に係るこれまで蓄積</p>	<p>③ 事業者自らが主体的に輸送の安全性の向上を図る安全マネジメント業務については、主に中小規模の運送事業者を対象とした運輸安全マネジメント評価、講習会、コンサルティング等の実施により、国の取組と連携して安全指導業務においてこれまで蓄積した知見等や全国に支所を有する体制を活用しつつ、自動車運送事業者全般への制度の浸透・定着を図ります。</p> <p>また、安全指導業務に係るこれまで蓄積した知見等を活用し、国際標準化機構（ISO）の道路交</p>	<p>③ 安全マネジメント業務については、主に中小規模の運送事業者を対象とした運輸安全マネジメント評価、講習会、コンサルティング等において、国の取組と連携して安全指導業務において蓄積した知見等や全国に支所を有する体制を活用するとともに、関係法令の改正等に応じて、テキストに反映させるなど、適切に情報の提供を行うことにより、自動車運送事業者における安全マネジメントの浸透・定着</p>	<p><主な定量的指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・運輸安全マネジメントの浸透・定着度に関する評価度 <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全マネジメント評価実施事業者数 ・安全マネジメントコンサルティング実施件数 ・講師派遣件数 ・ガイドラインセミナー実施回数、参加人数 ・リスク管理（基礎）セミナー実施回数、参加人数 ・内部監査（基礎）セミナー実施回数、参加人数 ・安全マネジメントセミナー参 	<p><主要な業務実績></p> <p>1) 安全マネジメント評価事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全管理体制の構築及び改善の実施状況を確認するとともに必要に応じてアドバイス等を行う評価事業を2事業者（前年度13事業者）に実施。 <p>2) 安全マネジメントコンサルティング・講師派遣</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業規模に応じた安全マネジメントの取組の提案、実施に向けたサポートを行うコンサルティングを25件（前年度31件）実施。 ・「安全マネジメントの導入」、「適性診断結果の活用方法」等の支援を目的とした講師派遣を517件（前年度564件）実施。 <p>3) 安全マネジメント関係講習会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全マネジメント関係講習会（国土交通省認定の「ガイドライン」セミナー、「リスク管理（基礎）」セミナー、「内部監査（基礎）」セミナー）を全国で開催。 ・ガイドラインセミナー：83回開催、1,908人の経営者等が受講。（前年度97回、2,187人） ・リスク管理（基礎）セミナー：67回開催、1,158人の運行管理者等が受講。（前年度73回、1,489人） ・内部監査（基礎）セミナー：57回開催、1,021人の監査担当者等が受講。（前年度61回、1,146人） <p>4) リスク管理（基礎）セミナー等で使用して</p>	<p><評定と根拠> 評定：B</p> <p>NASVAの全国ネットを活用し、運輸安全マネジメント評価、コンサルティング、講師派遣の実施、安全マネジメント関係講習会、NASVA安全マネジメントセミナー等の開催について、前年度に引き続き、継続的に取り組んでいる。特に、令和元年度には、ドライブレコーダー映像を用いた危険予知トレーニング教材において、収録事例を事業用自動車総合安全プラン2020で取り上げられた業態ごとの事故傾向に基づき選定し、KYT-Vとして新しく作成、頒布を行った。また、貸切バス事業者安全性評価認定制度（セーフティバス制度）に係る訪問審査件数は前年度比131%を達成している。</p> <p>受講者・事業者に対する5段階評価の調査における運輸安全マネジメントの浸透・定着度に関する評価度についても全体的な評価で4.0以上を達成している。</p> <p>以上により、年度計画を十分に達成しているものと判断し</p>	<p>評定</p>	

<p>した知見等を活用し、国際標準化機構 (ISO) の道路交通安全マネジメントシステムの国際規格 (ISO39001) に係る国内審議委員会事務局を引き続き担うなど、安全マネジメント業務の一層の充実・改善を図る。</p> <p>これらの施策を実施することにより、受講者・事業者に対する5段階評価の調査における運輸安全マネジメントの浸透・定着度に関する評価度について、4.0以上とする。</p> <p>【指標】 ・周知・浸透を目的とした安全マネジメント認定セミナー受講者数(前中期目標期間実績：平成26年度から27年度までの平均受講者数 2,628人)</p>	<p>通安全マネジメントシステムの国際規格 (ISO39001) に係る国内審議委員会事務局を引き続き担うなど、安全マネジメント業務の一層の充実・改善を図ります。</p> <p>④ ③の施策を実施することにより、受講者・事業者に対する5段階評価の調査において運輸安全マネジメントの浸透・定着度に関する評価度について、中期目標期間の年度毎に4.0以上とします。</p>	<p>に向けた体制の構築、改善の支援を実施します。</p> <p>また、安全指導業務に係るこれまで蓄積した知見等を活用し、国際標準化機構 (ISO) の道路交通安全マネジメントシステムの国際規格 (ISO39001) に係る国内審議委員会事務局を引き続き担うなど、安全マネジメント業務の一層の充実・改善を図ります。</p> <p>④ ③の施策を実施することにより、受講者・事業者に対する5段階評価の調査において運輸安全マネジメントの浸透・定着度に関する評価度 (令和元年度) について、4.0以上とします。</p>	<p>加人数 ・危険予知トレーニング教材頒布数 ・貸切バス事業者安全性評価認定制度への協力件数</p> <p><評価の視点> ・自動車運送事業者全般への運輸安全マネジメント制度の浸透・定着に向けた体制の構築、改善の支援の実施及び安全マネジメント業務の一層の充実・改善が図られているか。</p>	<p>いる教材を事業所でも活用できるよう、ドライブレコーダー映像を用いた危険予知トレーニング教材「KYT-I」、「KYT-II」、「KYT-III」、「KYT-IV」に加え、新たに作成した「KYT-V」を計2,010部(前年度966部)頒布。</p> <p>5) 安全マネジメントセミナー ・第14回目となる「NASVA安全マネジメントセミナー」を令和元年10月に東京国際フォーラムにて開催し、1,004人の経営者等が参加。 ・自動車運送事業者等から安全確保のための具体的な取組の報告を行うなど、更なる運輸安全マネジメント制度の浸透を図った。</p> <p>6) 貸切バス事業者安全性評価認定制度(セーフティーバス制度)への協力 ・令和元年度受託実績370者(前年度283者)</p> <p>7) ISO39001の管理・運用の取組として、令和元年11月に南アフリカ・ダーバンにて開催されたISO/TC241国際会議に参加した。</p> <p>8) 運輸安全マネジメントの浸透・定着度に関する評価度については、運輸安全マネジメント評価4.00、安全マネジメントコンサルティング4.11、ガイドラインセミナー4.67、リスク管理(基礎)セミナー4.71、内部監査(基礎)セミナー4.57といずれも目標値4.0を上回る評価を得た。</p>	<p>B評価とするものである。</p> <p><課題と対応> 自動車運送事業者の大多数を占め、かつ、安全管理体制の構築が発展途上であると思料される中小規模事業者を中心に、安全マネジメント関係講習会等の受講を促すとともに、トップセールスや当該講習会等の機会を捉え、運輸安全マネジメント評価や講師派遣、安全マネジメントコンサルティング等を紹介するなど、あらゆる機会を通じ、運輸安全マネジメントのより一層の定着・浸透に係る取組を推進する。また、必要とされる運輸安全マネジメントに係る知見を明らかにしたうえで、研修体系等を見直し、より質の高いサービスが提供できるよう、引き続き要員の育成を図っていく。</p>	
---	---	---	--	---	--	--

<ul style="list-style-type: none"> ・ 運輸安全マネジメント評価件数(前中期目標期間実績:平成24年度から27年度までの平均事業者数16者) ・ 運輸安全マネジメントコンサルティング件数(前中期目標期間実績:平成24年度から27年度までの平均事業者数55者) 							
<p>④ 国においては、道路運送法の改正等を踏まえ、安全対策を強化・徹底するため、事業者や運行管理者等の遵守事項の強化等を実施することとしており、機構の安全指導業務等についても、体制を確保しつつ、対策に応じて確実に実施する。</p> <p>【重要度：高】 「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」(平成28年6月3日軽井沢スキー</p>	<p>⑤ 道路運送法改正等を踏まえ、安全対策を強化・徹底するため、事業者や運行管理者等の遵守事項の強化等が実施されるところであり、機構の安全指導業務等についても、体制を確保しつつ、対策に応じて確実に実施します。</p>	<p>⑤ 「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」(平成28年6月3日軽井沢スキーバス事故対策検討委員会決定)に基づいた道路運送法の改正等により、国が行うこととしている自動車事故の発生防止のための対策について、機構の安全指導業務等についても、体制を確保しつつ、対策に応じて確実に実施します。</p>	<p><主な定量的指標> なし</p> <p><その他の指標> ・ 貸切バス適正化事業への協力件数</p> <p><評価の視点> ・ 国が行うこととしている自動車事故の発生防止のための対策について、NASVAの安全指導業務等の体制を確保しつつ、対策に応じた業務を実施しているか。</p>	<p><主要な業務実績> 「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」への支援 平成28年1月に発生した軽井沢スキーバス転落事故を受け、平成29年4月より、貸切バス事業の更新制が導入された。これに伴い、前回許可時から更新申請時までの間に行政処分を受けた場合、当該申請時までの間に認定機関による運輸安全マネジメント評価を受けることが義務付けされた。 認定機関であるNASVAでは、上記の運輸安全マネジメント評価に迅速に対応できるよう、令和元年度において、当該業務を専門に担当する要員の確保及び新たな組織立ち上げの準備を着実に整えた。(令和2年度より、要員5名からなる準備室が新たに発足し、年度内にさらに5名を確保予定であり、体制の強化を図ることとしている。) このほか、事業許可更新制度の周知を図る目的から、リーフレット「貸切バス事業の許可更新に係るお知らせ」を作成し、関係機関(日本バス協会、ロケバス協会、バスユナイテッドセーフティ等)に頒布し、事業者への周知依頼を図るとともに、全国組織である利点をフルに活用し、運行管理者等指導講習や運輸安全マネジメント認定セミナー等の機会を通じて、直接事業者等に制度概要の周知を行った。</p>	<p><評価と根拠> 評価：A 貸切バス事業許可の更新制導入に伴い設定された要件「前回許可時から更新申請時までの間に行政処分を受けた場合は、更新許可申請時までに認定事業者による運輸安全マネジメント評価を受けること」に迅速に対応するため、運輸安全マネジメント評価の実施に向けた体制の整備及び要員の確保・育成を図るなど、国が今後実施しようとする自動車事故の発生防止を目指した対策について、組織をあげて万全の協力を行うべく、実施体制の強化に取り組んだ。 さらに、貸切バス事業に対しては、これまでの巡回指導や講習の場で感じていた事業許可更新制度への理解不足の解消と同制度をくまなく知らしめる目的から、令和元年度において、新たにリーフレットを21,000部作成し、バス協会</p>	<p>評価</p>	

<p>バス事故対策検討委員会決定)に基づいた道路運送法の改正等、国が行う自動車事故の発生の防止のための対策について、安全指導業務に係るこれまで蓄積した知見等を活用して、適切に対応する必要があるため。</p>					<p>など関係機関に頒布するとともに、全国団体としての組織網を活かし、各種講習やセミナーにおいて、事業者へ直接制度概要を説明するなど、周知活動に尽力した。</p> <p>一般貸切旅客自動車運送適正化機関（以下、「適正化機関」という。）が実施する貸切バス事業者への巡回指導についても、全国に拠点を置くNASVAの強みを活かし、平成29年度より全国50支所で実施体制を構築し、適正化機関からの支援要請に万全の体制で応じ、年度当初に設定した計画値353件に対し、510件(144%を達成)の巡回指導実施支援を行うことにより、国の監査機能を補完するとともに事業者の自主的改善を促進した。</p> <p>なお、要員（評価員）の確保・育成については、国土交通省が行う運輸安全調査官研修や運輸安全マネジメント総合セミナーの積極的な受講、機構内に自主的に立ち上げたスキルアップミーティングの場でのイメージトレーニング（課題や改善点（気づき）について全員でディスカッション）の実施などにより、技術のさらなる向上に努めている。</p> <p>以上により、年度計画を大きく上回っているものと判断し、A評価とするものである。</p> <p><課題と対応></p> <p>貸切バス事業者に対する巡回指導支援を行う適正化指導員及び運輸安全マネジメント評価を行うべき安全評価員やその候補者の確保及び育成を行うため、力量の維持・向上を</p>	
---	--	--	--	--	---	--

						目途とした研修等を引き続き実施する。		
--	--	--	--	--	--	--------------------	--	--

4. その他参考情報								
特になし								

1-1-4-1 中期目標管理法 年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-2	被害者援護業務 治療・看護の充実、知見・成果の普及促進 在宅介護への支援、介護料の支給等、貸付・精神的支援の実施、債権管理・回収の強化、自動車事故被害者等への相談対応・広報活動		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人自動車事故対策機構法第13条第3号～第6号
当該項目の重要度、難易度	<ul style="list-style-type: none"> ・療護施設の設置・運営 治療・看護の充実【難易度：高】 入院希望者の待機期間については、急性期における入院希望者の治療が長引く場合や入院希望者の容態により療護施設へ搬送できない場合等の外部要因に強く影響を受ける指標であるため。 ・介護料の支給等【重要度：高】 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）及びこれに先立って行われた議論等の政府決定に基づく取組であるため。 ・介護料の支給等【難易度：高】 介護料受給者の中には本人又は家族が働いていることや、家庭の事情から訪問を望まない方もおり、必ずしも戸別訪問が実施できる訳ではないため。 	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号188-1、188-2、188-3

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	(参考) (前中期目標 期間最終年度 値等)	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
遷延性意識 障害からの 脱却者数	中期目標期 間の最終年 度までに 116人以上	30人	(計画) 24人以上 (実績) 18人	(計画) 24人以上 (実績) 25人	(計画) 24人以上 (実績) 22(28)人 ※			予算額(千円)	7,630,000	7,749,000	8,386,000		
達成度	—	157.9%	75.0%	104.2%	116.7%			決算額(千円) ※注1～注3	7,450,263	7,480,406	8,311,996		
療護施設へ の入院希望 者の待機期 間	—	平均3ヶ月	平均3カ 月	平均3ヶ 月	平均3ヶ 月			経常費用(千円) ※注1～注3	7,558,344	7,596,245	8,425,926		
日本脳神経 外科学会等 における研 究発表件数	中期目標期 間の年度毎 に33件以 上	34件	(計画) 33件以上 (実績) 52件	(計画) 33件以上 (実績) 73件	(計画) 33件以上 (実績) 64件			経常利益(千円) ※注1～注3	148,150	155,773	3,489		
達成度	—	109.7%	157.5%	221.2%	193.9%			行政サービス実施 コスト(千円)	—	—	—		

短期入院協力病院等のスタッフへの研修実施件数	—	37人	38人	51人	47人				従事人員数 ※注4	309	314	319		
療護施設におけるMSWによる相談対応件数	—	10,509件	11,499件	11,741件	11,805件									
介護料支給実績(受給者数、支給額)	—	4,776人 3,053百万円	4,809人 3,061百万円	4,800人 3,061百万円	4,796人 3,675百万円									
新規認定者数	—	138人	167人	148人	162人									
訪問支援実施率、実施人数	前年度末介護料受給資格者数に対する実施割合 65%以上	66.3% 3,083人	(計画) 65%以上 3,015人 (実績) 69.4% 3,216人	(計画) 65%以上 3,023人 (実績) 70.7% 3,289人	(計画) 65%以上 3,008人 (実績) 73.0% 3,380人									
達成度	—	110.5%	106.7%	108.8%	112.4%									
新規認定者に対する訪問支援実施率、実施人数	新規介護料受給資格認定者に対する実施割合 100%	—	(計画) 100% (実績) 100% 167人	(計画) 100% (実績) 100% 148人	(計画) 100% (実績) 87.7% 142人									
コーディネーター養成研修修了者数	—	8人	14人	8人	7人									
コーディネーター養成研修修了者割合	中期目標期間の最終年度までに平成28年度末全体職員の18%以上	10.5%	(計画) 平成28年度末全職員数の12%以上 (実績) 14.7%	(計画) 平成28年度末全職員数の15%以上 (実績) 16.8%	(計画) 平成28年度末全職員数の17%以上 (実績) 18.6%									
達成度	—	—	122.3%	111.8%	109.4%									

短期入院・入所費用助成支給者数及び支給額	—	1,265人 70百万円	1,498人 89百万円	1,521人 88百万円	1,446人 73百万円								
介護支援効果に関する評価度	中期目標期間の年度毎に4.39以上	4.46	(計画) 4.39 (実績) 4.47	(計画) 4.39 (実績) 4.45	(計画) 4.39 (実績) 4.46								
達成度	—	111.5%	101.8%	101.4%	101.6%								
介護料受給者との交流会実施回数	50回以上 (全支所年1回以上)	56回	(計画) 50回 (実績) 48回	(計画) 50回 (実績) 49回	(計画) 50回 (実績) 42回								
達成度	—	—	96.0%	98.0%	84.0%								
交通遺児等貸付実績(貸付人数及び貸付額)	—	166人 38百万円	133人 30百万円	101人 23百万円	74人 16百万円								
新規貸付実績(上記内数)	—	8人	10人	3人	0人								
「友の会の集い」参加人数	—	762人	623人	575人	612人								
交通遺児家族等士の交流会実施回数	100回以上 (全支所年2回以上)	113回	(計画) 100回以上 (実績) 132回	(計画) 100回以上 (実績) 121回	(計画) 100回以上 (実績) 69回								
達成度	—	—	132.0%	121.0%	69.0%								
交通遺児への精神的支援に関する評価度	中期目標期間の年度毎に4.61以上	4.64	(計画) 4.61以上 (実績) 4.65	(計画) 4.61以上 (実績) 4.70	(計画) 4.61以上 (実績) 4.68								
達成度	—	116.0%	100.9%	102.0%	101.5%								
債権回収率	中期目標期間の年度毎に回収率90%以上	92%	(計画) 90%以上 (実績) 92.3%	(計画) 90%以上 (実績) 92.3%	(計画) 90%以上 (実績) 92.5%								
達成度	—	102.6%	102.5%	102.5%	102.8%								
ホットラインの相談件	—	2,309件	1,728件	1,680件	1,770件								

数															
在宅介護相談窓口における相談件数	—	1,609件	1,172件	990件	1,144件										

※令和元年度の遷延性意識障害からの脱却者数の()内の数字は、ナスバスコアの改善により脱却状態と認められる者を含む。

※注1) 法人財務諸表「セグメント情報の開示」に記載されている「被害者援護業務」の実績額（被害者援護業務全体の実績額）を記載。

※注2) 決算額は支出額（業務費）を記載、経常費用は事業費用を記載、経常利益は事業損益を記載。

※注3) 人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

※注4) 従事人員数については、現場職員が間接部門及び事業部門を横断的に担務しており業務ごとに切り分けられないため、常勤職員数347人から計上可能な本部の間接部門専属人数28人を差し引いた人数を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
					<p>被害者援護業務の評定：B 【細分化した項目の評定の算術平均】 (A4点×1項目+B3点×4項目+B3点×2×1項目)÷(6項目+1項目)=3.14 ⇒算術平均に最も近い評定は「B」評定である。 ※算定にあたっては評定毎の点数を、S：5点、A：4点、B：3点、C：2点、D：1点とし、重要度の高い項目については加重を2倍としている。</p>	評定	
<p>① 自動車事故による遷延性意識障害(脳損傷により自力移動・摂食が不可能であるなどの最重度の後遺障害者)に対して公平な治療機会を確保しつつ効果的な治療を提供するため、療護センターにおいて必要なハード・ソフト両面の措置を講じた上で質の高い治療・看護を実施する。療護センターにおける短期入院についても、既存病床の稼働状況等を</p>	<p>① 療護センターにおいては、病棟ワンフロアシステム(注2)、プライマリーナーシング(注3)や高度先進医療機器の整備を図るほか、大学等研究機関や他の医療施設との連携強化、職場内研修の充実、「遷延性意識障害(注4)度評価表」を用いた治療改善度の活用等により、医療技術や看護技術等の開発・向上を図り、質の高い治療・看護を実施します。</p>	<p>① 療護センターにおいては、病棟ワンフロアシステム(注2)、プライマリーナーシング(注3)及び「施設及び設備に関する計画」(別紙2)に基づき整備する高度先進医療機器等の活用により質の高い治療・看護を実施します。 (注2)「病棟ワンフロアシステム」とは、病棟を1つのフロアに集中、仕切りを最小限にして患者</p>	<p><主な定量的指標> ・遷延性意識障害からの脱却者数 <その他の指標> ・療護施設への入院希望者の待機期間 <評価の視点> ・各療護施設において、病棟ワンフロアシステム、プライマリーナーシング、高度先進医療機器の活用により質の高い治療・看護が実施されるとともに、大学等研究機関</p>	<p><主要な業務実績> 1) 各療護センターにおいて、個々の患者に即した治療計画を作成し、MRI、PET等の高度先進医療機器を用いた高度な検査・治療を行うとともに、ワンフロア病棟システムによる集中的な患者観察、プライマリーナーシング方式等によるきめ細かい質の高い治療・看護を実施。 2) 医療技術、看護技術等の着実な開発・向上を図るため、以下の取組を実施。 ① 千葉療護センターにおいて、全自動錠剤散薬分包機を令和2年3月13日から、患者情報システムを令和2年2月28日から稼働。 ② 療護センターに蓄積された知見及びノウハウを活かし、再生医療等の新たな医療技術の研究を行っている大学医学部等との連携を図り共同研究を行うと共に、日本意識障害学会等の場において、大学との共同研究による発表を行ったほか、高度先進医療機器を利用した治療の研究、指導、研修等を実施し、人材の育成と地域医療の充実に貢献。 各療護センターでは、入院患者看護担当チームごとに、ケースレポート研修会、医療事故防止研修会等を定期的な開催など、治療・看護技術の向上に向け、様々な職場内研修を実施。 ③ 「遷延性意識障害度評価表(ナスバスコア)」</p>	<p><評定と根拠> 評定：B 療護施設における従来からのワンフロア病棟システム、プライマリーナーシング及び高度先進医療機器を用いた高度な検査・治療等きめ細かく質の高い治療・看護の実施及び治療改善効果の更なる向上に資する「ナスバスコア」を用いた分析結果の症例検討などへの活用や療護看護プログラムの実施など、各療護施設において、職種間会議等を通じ連携を図りながら質の高い治療・看護を行うと共に、学会の参加や研修等により医療技術や看護技術の向上に積極的に取り組んだほか、待機期間のできる限りの短縮にも努めた。 また、事故直後から慢性期までの連続した治療・リハビリについて臨床研究を行う「一貫症例研究型委託</p>	評定	

<p>踏まえつつ、利用者のニーズに即して積極的に受け入れる。</p> <p>また、療護施設機能一部委託病床（以下、「委託病床」という。）においても、他の療護施設（療護センター及び委託病床）との連携を図りつつ、質の高い治療・看護を実施する。</p> <p>② 急性期～亜急性期～慢性期において連続した治療・リハビリの臨床研究を行い、ガイドライン、プログラム等を策定し、遷延性意識障害者のための治療・リハビリの検討、改善及び成果の普及並びに研究及び人材育成をするための必要な態勢を確保し、遷延性意識障害者に精通する脳外科医等の育成を行う新たな「一貫症例研究型委託病</p>	<p>（注2）「病棟フロアシステム」とは、病棟を1つのフロアに集中、仕切りを最小限にして患者を絶えず観察視野におく方式のことをいう。</p> <p>（注3）「プライマリーナーシング」とは、1人の患者を同じ看護師が入院から退院まで一貫して受け持つ看護方法で、療護センターの場合には、長期の入院期間中に顕著な改善がみられにくい入院患者のかすかな動きや表情変化などを見落とさないきめ細かな観察を可能としている。</p> <p>（注4）脳損傷により自力移動・摂食が不可能であ</p>	<p>を絶えず観察視野におく方式のことをいう。</p> <p>（注3）「プライマリーナーシング」とは、1人の患者を同じ看護師が入院から退院まで一貫して受け持つ看護方法で、療護センターの場合には、長期の入院期間中に顕著な改善がみられにくい入院患者のかすかな動きや表情変化などを見落とさないきめ細かな観察を可能としている。</p> <p>② 再生医療等の新たな医療技術の研究を行っている大学等の研究機関や他の医療施設との連携強化、職場内研修の充実、「遷延性意識障害</p> <p>（注4）度評価</p>	<p>等との連携強化、職場内研修の充実等により医療技術や看護技術の開発・向上が図られているか。</p> <p>・より多くの遷延性意識障害者の回復に資するために、入院希望者の待機期間の短縮が図られているか。</p> <p>・事故直後から慢性期までの連続した治療・リハビリについて臨床研究を行う「一貫症例研究型委託病床」において適切な治療看護等が行われていると共に、遷延性意識障害者に精通する脳外科医等の育成を図っているか。</p> <p>・療護施設の空白地域の解消を図る「小規模委託病床」が整備され、患者の受入を開始しているか。</p>	<p>を用いた治療改善度について分析し、令和2年3月に公表。分析の結果、平成17年6月1日から14年間に退院した患者並びに平成26年6月1日からの5年間に退院した患者のいずれにおいても、ナスバスコア平均値の減少が認められたほか、重症度別に行った分析のいずれにおいても、ナスバスコア平均値が減少するなど、治療改善効果を確認。</p> <p>過去5年間に退院した患者に関する、入院から退院までのナスバスコア平均値の変化と各種要因との関連においては、「入院時のスコアが高くても改善している患者がいること」「事故後入院までの経過期間が短いほど改善が良いこと」「入院時の年齢が若いほど改善が良好であること」等が示され、この結果を過去の分析結果とともに、療護施設での症例検討、カンファレンス等の際に活用し、入院患者の治療改善効果の更なる向上を図っている。</p> <p>3) 療護施設機能一部委託病床では、令和元年8月に療護センター長等会議、9月に看護部長等会議、10月にリハビリ担当者連絡会議、11月にメディカルソーシャルワーカー担当者連絡会議を開催。病院長、担当者等が出席し、運営方針、治療技術等の各種情報の共有により、他の療護施設との密接な連携を図りつつ、きめ細かい質の高い治療・看護を実施。</p> <p>4) 「一貫症例研究型委託病床」について、平成30年1月から患者の受け入れを開始した藤田医科大学病院において、適切な治療看護等により、遷延性意識障害者の早期改善を図ったとともに、遷延性意識障害者の治療に関する事項を脳神経外科研修医の教育必須項目とする等遷延性意識障害者に精通する脳外科医等の育成を図った。</p> <p>5) 待機期間の短縮を図るため、各療護施設における入院に係る事前調査に関する実態把握調査等を踏まえ、事前調査のあり方等の検討を行った。また、療護施設全体の今後のあり方について検討を行い、療護施設の空白地域となっている地域に設置する「小規模委託病床」について、松山市民病院に委託し、令和2年2月から入院患者の受け入れを開始したと共に、「一貫症例研究型委託病床」を拡充し、症例研究等を更に推し進めるため、来</p>	<p>病床」について、適切な治療・看護及び脳神経外科医育成の取り組みが行われているほか、療護センターに蓄積された知見やノウハウを活かし、再生医療等の新たな医療技術の研究を行っている大学医学部等と連携しながら共同研究を行うと共に、学会等の場において成果を発表するなど、人材育成や医療技術の開発、地域医療の充実等に寄与している。</p> <p>さらに、療護施設の空白地域の解消を図るため、四国地方で初となる「小規模委託病床」を設置し、令和2年2月から患者の受入を開始するとともに、「一貫症例研究型委託病床」を拡充し、症例研究等を更に推し進めるため、来年度設置・運営を予定している新たな「一貫症例研究型委託病床」の公募に向けて検討を行っている。</p> <p>こうした療護施設におけるきめ細かく質の高い治療・看護等が提供されたこと等により、22の方が脱却し、ナスバスコアの改善により脱却状態と認められる者を含めると28人となった。</p> <p>以上により、年度計画を十分に達成しているものと判断しB評価とするものである。</p> <p><課題と対応></p> <p>待機期間については、急</p>	
--	---	---	---	--	--	--

<p>床」を設置・運営する。</p> <p>③ 早期の治療開始が効果的であることから、より多くの遷延性意識障害者の回復に資するべく、病床や入院審査のあり方の検討を含め入院希望者の待機期間の短縮に努める。</p> <p>あわせて、療護施設全体の今後のあり方について、国と連携して現状及び今後の課題等について整理した上で、より公平な治療機会を確保する観点から、関係者の意見・ニーズや新たな技術の向上を踏まえつつ、地理的要因のほか、病床数・看護基準等の委託基準の見直しも含め、あり方を検討する。</p> <p>【指標】 ・療護施設全体の待機期間(前</p>	<p>るなどの最重度の後遺障害のことをいう。</p> <p>② 療護施設機能一部委託病床(以下「委託病床」という。)においても、他の療護施設(療護センター及び他の委託病床)との連携を図りつつ、質の高い治療・看護を実施します。</p> <p>③ 急性期～亜急性期～慢性期において連続した治療・リハビリの臨床研究を行い、ガイドライン、プログラム等を策定し、遷延性意識障害者のための治療・リハビリの検討、改善及び成果の普及並びに研究及び人材育成をするための必要な態勢を確保し、遷延性意識障害者に精通する脳外科医等の育成を行う新たな「一貫症例研究型委託病</p>	<p>表」を用いた治療改善度の活用等により、医療技術や看護技術等の開発・向上を図り、質の高い治療・看護を実施します。</p> <p>(注4) 脳損傷により自力移動・摂食が不可能であるなどの最重度の後遺障害のことをいう。</p> <p>③ 療護施設機能一部委託病床(以下「委託病床」という。)においても、療護センター長等会議、看護部長会議等の療護施設間連絡会議を通じ治療技術等の各種情報を共有するなどにより、他の療護施設との連携を図りつつ、質の高い治療・看護を実施します。</p> <p>④ 「一貫症例研究型委託病床」(注5)について、急性期から</p>		<p>年度の公募に向けて検討を行った。</p> <p>6) こうした取組により治療効果を高めた結果、令和元年度は 22 人の方が脱却し、ナスバスコアの改善により脱却状態と認められる者を含めると 28 人となった。</p> <p>また、療護施設退院後に患者家族等の介護者が安心・安楽な在宅介護を実践できること等を目的に平成 26 年度から療護施設看護の一環として実施してきた療護看護プログラムについて、日本ヒューマン・ナースング研究学会が主催する研修を受講した看護師を中心に、療護看護プログラムを実施し、治療効果を高めるとともに、看護技術の向上を図った。</p>	<p>性期における入院希望者の治療が長引く場合や入院希望者の容体により療護施設へ搬送できない場合等外部要因に強く影響を受けるものであるが、個々の事例を把握・整理し、待機期間短縮に向けた検討を行うとともに、引き続き療護施設の今後のあり方についても検討を行う。</p> <p>また、令和2年2月に患者の受入を開始した「小規模委託病床」について、適切に治療看護等を実施できるよう助言・指導等を行う。</p>	
--	---	--	--	--	--	--

<p>中期目標期間実績：平成 24 年度から 27 年度までの平均待機期間 3 ヶ月)</p> <p>【難易度：高】 入院希望者の待機期間については、急性期における入院希望者の治療が長引く場合や入院希望者の容態により療護施設へ搬送できない場合等の外部要因に強く影響を受ける指標であるため。</p> <p>④ 以上の取組により治療効果を高め、中期目標期間の最終年度までに遷延性意識障害からの脱却者数を 116 人以上とする。</p> <p>(注)「脱却」とは、一定の意思疎通・運動機能の改善がなされた状態をいう</p>	<p>床」を設置・運営します。</p> <p>④ 早期の治療開始が効果的であることから、より多くの遷延性意識障害者の回復に資するべく、病床や入院審査のあり方の検討を含め入院希望者の待機期間の短縮に努めます。</p> <p>あわせて、療護施設全体の今後のあり方について、国と連携して現状及び今後の課題等について整理した上で、より公平な治療機会を確保する観点から、関係者の意見・ニーズや新たな技術の向上を踏まえつつ、地理的要因のほか、病床数・看護基準等の委託基準の見直しも含め、あり方を検討します。</p> <p>⑤ 以上の取組により治療効果を高め、療護</p>	<p>慢性期までの連続した治療と看護、リハビリ等の臨床経過の観察、症例研究を行い、遷延性意識障害者の早期の改善を図るとともに、遷延性意識障害者に精通する脳外科医等の育成を図ります。</p> <p>(注 5)「一貫症例研究型委託病床」とは、急性期～亜急性期～慢性期において連続した治療と看護、リハビリ等の臨床研究を行い、ガイドライン、プログラム等を策定し、遷延性意識障害者のための治療・リハビリの検討、改善及び成果の普及並びに研究及び人材育成をするための必要な態勢を確保し、遷延性意識障害者に精</p>								
--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--

	<p>看護プログラム等の実施により、中期目標期間の最終年度までに遷延性意識障害からの脱却（注5）者数を116人以上とします。</p> <p>（注5）「脱却」とは、一定の意思疎通・運動機能の改善がなされた状態をいう。</p>	<p>通する脳外科医等の育成を行う新たな委託病床のことをいう。</p> <p>⑤ 療護センター長等会議において病床や入院審査のあり方の検討を実施し、入院希望者の待機期間の短縮を図ります。</p> <p>あわせて、空白地域となっている地方を中心に小規模な委託病床を設置し、受入体制の整備、患者の受入れを開始するとともに、引き続き、国と連携して療護全体の今後のあり方を検討します。</p> <p>⑥ 以上の取組により治療効果を高め、令和元年度中の遷延性意識障害からの脱却（注6）者数について、ナスバスコアの改善により脱却状態と認められる者</p>					
--	---	---	--	--	--	--	--

を含め24人以上とすることを指すとともに、ナスバスコアの改善を図ります。

また、「遷延性意識障害度評価表」を用いた治療改善度を公表します。さらに、療護施設看護の一環として、療護看護プログラム（注7）を実施して、技術向上を図ります。

（注6）「脱却」とは、意思疎通・運動機能等が一定程度改善した状態をいう。

（注7）「療護看護プログラム」とは、遷延性意識障害者の状態の改善を目指す技術の実践により「生活行動の再獲得を目指す」ことを目的とした看護プログラムをいう。

<p>⑤ 「一貫症例研究型委託病床」を含む療護施設で得られた知見・成果については、機構にとどまらない遷延性意識障害の治療等にも寄与するという社会的意義を有することから、日本脳神経外科学会や日本意識障害学会等において研究発表を年間33件以上実施するほか、部外の看護師等への研修の実施等を通じて、他の医療機関等への治療・看護技術の普及促進を図るとともに、在宅介護者等への支援を進める。</p>	<p>⑥ 「一貫症例研究型委託病床」を含む療護施設で得られた知見・成果については、機構にとどまらない遷延性意識障害の治療等にも寄与するという社会的意義を有することから、日本脳神経外科学会や日本意識障害学会等において研究発表を年間33件以上実施するほか、部外の看護師等に対する研修の実施等を通じて、他の医療機関等への治療・看護技術の普及活動を行います。</p> <p>⑦ 療護施設におけるメディカルソーシャルワーカー（注6）、リハビリスタッフ等による退院に向けた援助や、看護師のケア知識やノウハウ等の情報提供を積極的に行うことにより、</p>	<p>⑦ 療護施設で得られた知見・成果について、日本脳神経外科学会や日本意識障害学会等において研究発表を年間33件以上実施するほか、短期入院協力病院等部外の看護師等に対する研修の実施等を通じて、他の医療機関等への治療・看護技術の普及活動を積極的にを行います。</p> <p>また、中部療護センターにおける岐阜大学との連携大学院（注8）において、研究指導等を行うとともに、その研究成果について学会発表等を行います。</p> <p>（注8）「連携大学院」とは、大学院教育の実施にあたり、学外における高度な研究水準をもつ国立試験研究所や民間等の</p>	<p><主な定量的指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本脳神経外科学会等における研究発表件数 <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・短期入院協力病院等のスタッフへの研修実施件数 ・療護施設におけるMSWによる相談対応件数 <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・学会の研究発表等を通じ他の医療機関等への治療・看護技術の普及が積極的になされているか。 ・療護センターにおける短期入院の積極的な受入を含め在宅介護者等や在宅介護に向けた支援が積極的になされているか。 	<p><主要な業務実績></p> <p>1) 日本意識障害学会や日本脳神経外科学会等において計64件の発表。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年7月26日～27日に東京都港区で開催された第28回日本意識障害学会で、医療、看護、リハビリテーションの各分野に亘り、28件（千葉療護センター4件、東北療護センター4件、岡山療護センター3件、中部療護センター12件（うち1件は連携大学院との共同研究）、中村記念病院2件、藤田医科大学病院3件）の発表。 ・令和元年10月9日～12日に大阪市で開催された日本脳神経外科学会第78回学術総会で、6件（千葉療護センター2件、中部療護センター4件、）の発表。 ・短期入院協力病院等の看護師等への研修を計27病院47人に対し実施。（千葉療護センター：9病院15人、東北療護センター：4病院6人、岡山療護センター：11病院21人、中部療護センター：3病院5人） ・中部療護センターに開設した「連携大学院」について、平成21年度以降合計7人が入学し、令和元年度までに3人が修了。第28回日本意識障害学会等において、研究成果を発表。 <p>2) 各療護施設において、転院又は在宅介護を選択する際のアドバイスを出るだけ早い段階で始め、転院先や在宅介護の方法の情報提供、相談等メディカルソーシャルワーカーが11,805件（対前年比0.5%増）に対応するなど、退院後の円滑な療養生活に向けた支援を実施。また、在宅移行後の療護センターへの短期入院の際に、療護センターの看護師等が持つケア知識等の情報について、患者家族に対して提供。</p> <p>さらに、NASVA ホームページにおいて、在宅介護を行う際のケア方法等を紹介した動画を引き続き掲載し、情報提供を積極的実施。</p> <p>3) 千葉療護センターにおいて、短期入院空床状況をホームページに掲載。</p>	<p><評定と根拠> 評定：A</p> <p>療護施設で得られた知見・成果について、療護センターのみならず一部委託病床による研究発表や連携大学院との共同での研究発表など年度計画を大きく上回る研究発表を行うとともに、引き続き短期入院協力病院等の看護師等への研修を行うなど、積極的に他の医療機関等への普及促進を図っているほか、メディカルソーシャルワーカーによる退院後の円滑な療養生活に向けた支援や看護師等による在宅介護者への支援等にも積極的に取り組んでおり、年度計画を大きく上回っているものと判断しA評価とするものである。</p> <p><課題と対応></p> <p>引き続き、他の医療機関等への治療・看護技術の普及促進及び在宅介護者等への支援を積極的に行う。</p>	<p>評定</p>	
--	--	---	--	---	--	-----------	--

	<p>在宅介護者等への支援を進めます。</p> <p>また、療護センターにおける短期入院について、既存病床の稼働状況等を踏まえつつ、更に利用者利便に配慮した積極的な受入れを図ります。</p> <p>(注6)「メディカルソーシャルワーカー」とは、入院患者や家族の退院後の生活再建をサポートするため、社会福祉の立場から患者や家族の抱える心理的・社会的な問題の解決・調整を援助する専門職</p>	<p>研究所の施設・設備や人的資源を活用して大学院教育を行う教育研究方法の一つをいう。</p> <p>⑧ 療護施設において、リハビリスタッフ等による退院に向けた援助やメディカルソーシャルワーカー(注9)による転院先情報の提供を図り、主管支所及び支所とも連携し、在宅介護に向けた支援等を行うほか、患者の在宅移行後においては、療護センターの看護師等が持つケア知識、ノウハウ等の情報提供を積極的に行うことにより、在宅介護者等への支援を進めます。</p> <p>(注9)「メディカルソーシャルワーカー」とは、入院患者や家</p>					
--	--	--	--	--	--	--	--

		<p>族の退院後の生活再建をサポートするため、社会福祉の立場から患者や家族の抱える心理的・社会的な問題の解決・調整を援助する専門職。</p> <p>⑨ 療護センターにおける短期入院について、既存病床の稼働状況等を踏まえつつ、更に利用者利便に配慮した積極的な受入れを図ります。</p>					
<p>【重要度：高】</p> <p>「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）及びこれに先立って行われた議論等の政府決定に基づく取組であるため。</p> <p>① 重度後遺障害者に対して、被害等の状況に応じて介護サービス利用や介護用品の購入等のため</p>	<p>⑧ 重度後遺障害者に対して、被害等の状況に応じて介護サービス利用や介護用品の購入等のための介護料の支給を実施することにより、被害者救済を充実させます。また、介護料受給者やその家族を精神的な面で支援するため、引き続き、介護料受給者宅への訪問支</p>	<p>⑩ 重度後遺障害者に対して被害等の状況に応じた介護料の支給を適切に行います。また、介護料受給者及びその家族（以下「受給者等」という。）への相談対応や情報提供を目的とする訪問支援を充実・強化し、全介護料受給者に対し訪問支援を毎年実施することを</p>	<p><主な定量的指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・訪問支援実施率、実施人数 ・新規認定者に対する訪問支援実施率、実施人数 ・コーディネーター養成研修修了者割合 ・介護料受給者との交流会実施回数 ・介護支援効果に関する評価度 <p><その他の指標></p>	<p><主要な業務実績></p> <p>1) 介護料の支給等</p> <p>① 介護料の支給</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害の程度、介護の状況等に応じ 4,796 人に対し、介護料 3,675 百万円を支給。 <p>② 訪問支援の充実・強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度には同年度の新規認定者 142 人を含む 3,380 人に対して訪問支援を実施し、平成 30 年度末の介護料受給資格者数 (4,627 人) に対する割合については 73.0%。 ・「被害者援護促進の日」（毎週木曜日）の有効活用のほか、訪問支援システムを利用した訪問支援結果の整理・分析や情報共有等を効率的に実施するとともに、訪問先等において同システムの情報の閲覧・更新を行うことが可能となるモバイル端末を活用し、受給者等への情報発信を充実。 ・訪問支援の結果については、協力病院等や被害者団体等との意見交換の場においても活用し、よ 	<p><評価と根拠> 評価：B</p> <p>介護料の適切な支給を行ったことをはじめ、訪問支援については、「被害者援護促進の日」（毎週木曜日）を有効活用するとともに、訪問支援システムを活用した業務の効率化等により、目標を上回る訪問支援を実施したほか、短期入院等の利用促進や交流会実施等についても確実に取り組んでいる。</p> <p>また、在宅介護相談窓口における相談支援を実施するとともに、介護者なき後（親なき後）問題に関する情報など必要な情報の提供も継続して実施しており、</p>	評価	

<p>の介護料を支給するとともに、介護家庭への個別訪問を量的・質的に充実させることにより、重度後遺障害者及びその家族に対する支援を強化する。</p> <p>なお、毎年度の訪問支援実施割合について、全介護料受給資格者に対して訪問支援を毎年実施することを視野に入れ、中期目標期間の年度毎に、前年度末介護料受給資格者数に対する割合について、65%以上を維持し、新規認定者に対しては100%とする。あわせて、専門的かつ高度な業務を実施するコーディネーター(被害者支援専門員)の養成を更に進め、中期目標期間の最終年度までに平成28年度末全体職員の18%以上とす</p>	<p>援を充実・強化します。</p> <p>なお、毎年度の訪問支援実施割合について、全介護料受給者に対し訪問支援を毎年実施することを視野に入れ、各々に適した対応を行うことを目指し、前年度末介護料受給資格者数に対する割合について、65%以上を維持し、新規認定者に対しては100%とし、提供する訪問支援の質の維持・向上に努めます。</p> <p>あわせて、専門的かつ高度な業務を実施するコーディネーター(被害者支援専門員)の養成を更に進め、中期目標期間の最終年度までにコーディネーター養成研修の修了者を平成28年度末全職員の18%以上とします。</p>	<p>視野に入れ、前年度末介護料受給資格者数に対する実施割合を65%以上とします。また、新規認定者に対する訪問支援を100%実施します。</p> <p>あわせて、訪問支援の際に必要な情報を効率的に提供するための情報端末の活用や訪問支援結果の整理分析・共有を通じて訪問支援を効果的に実施するとともに、療護施設、被害者団体等と連携し、介護不安の低減などの支援内容の充実を図ります。</p> <p>さらに、専門的かつ高度な業務を実施するコーディネーター(被害者支援専門員)の養成を更に進め、コーディネーター養成研修の修了者(令和元年度)を平成28年度末全職員数の1</p>	<p>></p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護料支給実績(受給者数、支給額) ・短期入院・入所費用助成支給者数及び支給額 <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・重度後遺障害者及びその家族等のニーズを踏まえた支援を実施しているか。 	<p>り効果的な訪問支援を推進。</p> <p>③ コーディネーターの養成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害者援護業務のうち専門的かつ高度な業務に専従するコーディネーター(被害者支援専門員)の養成を進め、令和元年度末時点でコーディネーター養成研修の修了者は平成28年度末全職員数の18.6%。 <p>2) 短期入院・入所の利用促進</p> <p>① 短期入院・入所費用の助成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受給者及び介護者のニーズが高い短期入院・入所の利用を促進するため、1,446人に対して、患者移送費、ヘルパー等費用、室料差額及び食事負担額として73百万円の費用を助成。 <p>② 意見交換会の開催等による協力病院等の利用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協力病院等への短期入院等の利用促進を図るため、国土交通省、協力病院等、NASVA及び被害者団体代表者が参加する意見交換会を各主管支所の主催により開催。情報共有と事例検討等による利用促進に向けた協議を実施。 ・協力病院等への訪問や協力病院等での交流会開催等を通じて、患者等の受入条件・受入環境(個室の有無、看護体制等)等を把握し得た情報を、訪問支援等の際に受給者等に案内する一方で、受給者等の要望を協力病院等へ情報提供するなど、受給者等と協力病院等との間をつなぐ取組を行うとともに、受給者等及び協力病院等からの相談・フォローアップを通じて協力病院等の利用を促進。 ・有識者、被害者団体、国土交通省及びNASVAで構成する被害者救済対策に係る意見交換会において、受給者等のニーズを踏まえた協力病院等の利用促進、必要な人に必要な情報が行き届く効果的な制度の周知方法等を検討。 <p>3) 受給者等の交流会の開催等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受給者等の交流会を全国41支所で延べ42回開催。 ・交流会の場において、協力病院等、行政等関係機関の協力を得て災害対策キットの講習会や成年後見制度に関する勉強会等を開催。 ・介護用品の紹介や、協力病院等の施設情報や防災情報等に関して情報提供。 	<p>年度計画を十分に達成しているものと判断しB評価とするものである。</p> <p><課題と対応></p> <p>引き続き介護する家族等への相談対応や必要な情報の提供をはじめ、被害者ニーズに即したより効果的な訪問支援を実施する。</p>	
---	--	---	--	--	---	--

<p>る。</p> <p>【難易度：高】 介護料受給者の中には本人又は家族が働いていることや、家庭の事情から訪問を望まない方もおり、必ずしも戸別訪問が実施できる訳ではないため。</p> <p>② 国と連携しつつ、在宅介護を受けている重度後遺障害者のメディカルチェックや家族の負担軽減等を目的とした短期入院・入所の利用を促進するべく、短期入院・入所協力病院等（以下、「協力病院等」という。）のスタッフとの意見交換会を実施するほか、短期入院・入所に際して協力病院等の担当窓口及び利用者等との連絡・調整等を事前に行うことにより、受入環境を把握した上で利用者等に</p>	<p>⑨ 国と連携しつつ、介護料受給者（利用者）及びその家族が安心して短期入院協力病院（以下「協力病院」という。）へ短期入院することや短期入所協力施設（以下「協力施設」という。）へ入所することが可能となる支援措置を検討し、必要な措置を実施します。特に協力病院及び協力施設（以下「協力病院等」という。）への短期入院・入所の利用促進を図るためには、協力病院等が利用者の要望を把握し、また、利用者も各協力病院等の詳細な情報を把握することが重要であることから、協力病院等スタッフとの意見交換会を実施するほか、協力病院等が提供するサービスの内容を調査し、利用</p>	<p>7%以上とします。</p> <p>⑩ 介護料受給者の短期入院協力病院及び短期入所協力施設（以下「協力病院等」という。）等への短期入院・入所に係る費用の助成を行います。</p> <p>また、各主管支所の主催により、国土交通省、協力病院等、療護施設及び支所関係者並びに被害者団体代表者が参加する意見交換会を開催し、短期入院協力病院・短期入所協力施設制度及び短期入院・入所に係る助成制度の利用促進と円滑運用を図ります。</p> <p>さらに、協力病院等への訪問、協力病院等での交流会の開催、短期入院・入所に際しての担当窓口及び利用者との連絡等により、受入環境を</p>		<p>4) 介護に関する相談支援等の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主管支所に介護福祉士等の資格を有する在宅介護相談員を配置し、1,144件の相談に対応し、介護に関する知識・技術等を提供。 ・ 災害時安否確認のために受給者等の緊急連絡先を把握するとともに、令和元年6月に発生した山形県沖の地震等において、被災地域の受給者に対し、安否確認を実施。 ・ 有識者、被害者団体、国土交通省及びNASVAで構成する被害者救済対策に係る意見交換会（国土交通省主催）において、介護者なき後（親なき後）への対応について検討を実施。 ・ 上記の意見交換会の検討を踏まえ、国土交通省と連携し、NASVAホームページにおいて介護者なき後（親なき後）に備えるために必要な制度情報や施設情報を提供。 <p>5) 介護支援効果に関する評価度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 介護料受給者の家族に対するアンケート調査の結果、目標値の4.39を上回る4.46の評価。 		
--	--	--	--	---	--	--

<p>情報提供し要望を協力病院等に伝えるなど、安心して協力病院等を利用できるよう支援措置を検討し、実施する。</p> <p>③ 重度後遺障害者及びその家族等を支援し、そのニーズを把握する観点から、相互に情報交換や交流できる場を設ける。なお、介護料受給者及びその家族との交流会を全支所年1回以上開催する。</p> <p>また、介護者なき後(親なき後)に備えるための必要な制度情報や施設情報について、平成32年度までに全国地域を網羅し、充実した情報提供を行う。さらに、重度後遺障害者及びその家族等のニーズ等を踏まえ、必要な支援の充実を図るとともに、関係機</p>	<p>者への的確に情報提供します。</p> <p>また、短期入院・入所に際して協力病院等担当窓口及び利用者との連絡等により、受入環境を把握した上で利用者等に情報提供し要望を協力病院等に伝えるなど、利用者等と協力病院等との間をつなぎます。</p> <p>⑩ 重度後遺障害者及びその家族等を支援し、そのニーズを把握する観点から、訪問支援結果を整理分析・共有するとともに、介護料受給者及びその家族が参加する交流会の開催等により、相互の情報交換や交流を通じた支援を実施します。なお、介護料受給者及びその家族との交流会を全支所年1回以上開催する。</p>	<p>把握した上で、受給者等に情報提供を行うとともに、受給者等からの要望を協力病院等に伝えるなど、受給者等と協力病院等との間をつなぎ、利用前から利用後までのフォローアップを実施します。</p> <p>加えて、上記活動を通じ、協力病院等の実情や、受給者等のニーズ等を整理分析し、短期入院・入所の効果的な推進に努めます。</p> <p>⑫ 療護施設、協力病院等、関係自治体及び被害者団体と連携を密にして交流会への参画等の協力を求め、受給者等が参加する交流会を開催するとともに、機関誌の活用等により、情報交換や交流を通じた受給者等の支援を実施します。</p> <p>なお、受給者</p>								
---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

<p>関の動向を踏まえつつ、更なる介護者なき後（親なき後）への対応について国と検討を行う。</p> <p>④ 以上の施策を実施することにより、重度後遺障害者の家族に対する5段階評価の調査における介護支援効果に関する評価度について、中期目標期間の年度毎に4.39以上とする。</p> <p>【指標】 ・調査票回収率（前中期目標期間実績：平成24年度から27年度までの平均回収率58.2%）</p>	<p>⑪ 相談窓口によって、重度後遺障害者及びその家族からの日常的な相談に応じるとともに、災害に備えるための防災情報の提供、災害時における安否確認等を実施します。</p> <p>また、介護者なき後（親なき後）に備えるために必要な制度情報や施設情報について、平成32年度までに全都道府県を網羅して、より一層内容を充実させます。</p> <p>さらに、重度後遺障害者及びその家族等のニーズ等を踏まえ、必要な支援の充実を図るとともに、関係機関の動向を踏まえつつ、更なる介護者なき後（親なき後）への対応について国と検討を行います。</p> <p>⑫ 以上の施策</p>	<p>等との交流会を全支所年1回以上開催します。</p> <p>加えて、上記活動を通じ、引き続き主管支所及び支所単位での、関係被害者団体等との交流を進めます。</p> <p>⑬ 主管支所の在宅介護相談窓口によって、受給者等からの日常的な相談に応じるとともに、災害に備えるための防災情報を提供し、さらに災害時に受給者等に連絡し安否の確認を行います。</p> <p>また、介護者なき後を見すえた日常生活支援の充実を図るための制度情報や施設情報等の国が実施した施策について、ホームページ等を活用し効果的に提供します。</p> <p>さらに、受給者等のニーズ等を踏まえ、必</p>								
---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

	<p>を実施することにより、重度後遺障害者の家族に対する5段階評価の調査における介護支援効果に関する評価度について、中期目標期間の年度毎に4.39以上とします。</p>	<p>要な支援の充実に、関係機関の動向を踏まえつつ、更なる介護者なき後（親なき後）への対応について国と検討を行います。</p>					
	<p>⑭ 以上の施策を実施することにより、介護負担の軽減や介護不安の低減などを図り、受給者等に対する介護支援効果に関する5段階評価の調査における評価度（令和元年度）について、4.39以上とします。</p>						
<p>① 交通遺児等に対して必要な生活資金の貸付を行うとともに、交通遺児等の健全な育成に資するよう、交通遺児家族等同士の交流促進などにより、精神的支援を効果的に実施する。</p> <p>なお、交通遺児家族等同士の交流会の実</p>	<p>⑬ 交通遺児等に対して生活資金の貸付を行うことにより、被害者救済を図ります。また、交通遺児家族等同士の交流を促進するなどにより、精神的支援を効果的に実施します。</p> <p>なお、交通遺児家族等同士の交流会の実</p>	<p>⑮ 交通遺児等に対して生活資金の貸付を行います。</p> <p>また、子供を主体とした自然教室等による友の会の集い及び家族同士や保護者のための交流会を効果的に行うなどにより、交通遺児等の健全な育成を図る精神的支</p>	<p><主な定量的指標></p> <ul style="list-style-type: none"> 交通遺児家族等同士の交流会実施回数 交通遺児への精神的支援に関する評価度 <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> 交通遺児等貸付実績（貸付人数及び貸付額） 新規貸付人数 	<p><主要な業務実績></p> <p>1) 交通遺児等74人に対し、16百万円の無利子貸付を実施。</p> <p>2) 交通遺児及びその保護者等を対象とした「友の会」を運営し、次のとおり精神的支援を実施。</p> <p>① 友の会の集い</p> <ul style="list-style-type: none"> 被害者家族同士の交流の場として「友の会の集い」を実施。全国50支所において612人が参加。 保護者同士の意見交換の場の「保護者交流会」を友の会の集い開催時を含め、全国50支所で延べ69回実施。 「子どものみの集い」を3主管支所で実施。 <p>② 友の会コンテスト</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和元年度は「書道コンテスト」を実施。友の会会員429人から応募があり、受賞者85人を 	<p><評定と根拠> 評定：B</p> <p>交通遺児等への無利子貸付を実施するとともに、友の会の集い、保護者交流会、友の会コンテストなどNASVAならではの精神的支援を着実に実施していることから、年度計画を十分に達成しているものと判断しB評価とするものである。</p> <p><課題と対応></p> <p>引き続き、友の会の集いや保護者交流会などを効果的に実施し、交通遺児等への精神的支援を強化する。</p>	<p>評定</p>	

<p>施件数について、全支所年2回以上とする。</p> <p>② 貸付の対象者である交通遺児等のニーズを把握し、その支援の在り方を含めて、現在の手法が効果的かつ効率的なものかどうか検討し、必要に応じて見直すものとする。</p> <p>③ 以上の施策を実施することにより、交通遺児家族等に対する5段階評価の調査における精神的支援に関する評価度について、中期目標期間の年度毎に4.61以上とする。</p> <p>【指標】 ・調査票回収率 (前中期目標期間実績:平成24年度から27年度の平均回収率38.0%)</p>	<p>施件数について、全支所年2回以上とします。</p> <p>⑭ 貸付制度の周知を徹底し、利用者等のニーズの把握に努め、その支援の在り方を含めて、現在の手法が効果的かつ効率的なものかどうか検討し、必要に応じて見直すものとしします。</p> <p>⑮ 以上の施策を実施することにより、交通遺児家族等に対する5段階評価の調査における精神的支援に関する評価度について、中期目標期間の年度毎に4.61以上とします。</p>	<p>援を実施します。</p> <p>なお、交通遺児家族等同士の交流会の実施件数について、全支所年2回以上とします。</p> <p>⑯ 貸付制度の周知を徹底し、利用者等のニーズの把握に努め、その支援の在り方を含めて、現在の手法が効果的かつ効率的なものかどうか検討し、必要に応じて見直すものとしします。</p> <p>⑰ 以上の施策を実施することにより、交通遺児家族等に対する5段階評価の調査における精神的支援に関する評価度(令和元年度)について、4.61以上とします。</p>	<p>・「友の会の集い」参加人数</p> <p><評価の視点></p> <p>・精神的支援が効果的に実施されているか。</p>	<p>決定した。</p> <p>③ 企業等による支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業・団体からの招待により、企業等の主催のイベント等に友の会会員462人が参加。 <p>3) 警察庁主催の交通遺児等支援担当者(学識経験者、各県警察、自治体、被害者支援団体等)による意見交換会において、貸付制度等の周知をした他、以下の取組を実施。</p> <p>(警察庁主催)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「交通事故で家族を亡くした子供の支援に関するシンポジウム」(令和元年10月30日:香川県)に参加し、貸付制度等について周知を行った。 ・「交通事故被害者支援に関する相談窓口等担当者会議」(令和元年11月11日:石川県)に参加し、貸付制度等について周知を行った。 ・「交通事故で家族を亡くした子供の支援に関する意見交換会」(令和元年10月8日:奈良県及び令和元年11月21日:茨城県)に参加し、貸付制度等について周知を行った。 <p>4) 交通遺児友の会会員に対するアンケート調査(5段階評価)の結果、目標値の4.61以上を上回る4.68の評価。</p>	<p>また、利用者等のニーズの把握に努め、引き続きその支援の在り方を含めて、現在の手法が効果的かつ効率的なものかどうか検討する。</p>		
<p>④ 適切な債権管理を行い、引き続き、債権回</p>	<p>⑯ 早期の折衝や返還義務の周知徹底など</p>	<p>⑱ 平成30年度の回収実績等を踏まえた</p>	<p><主な定量的指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・債権回収率 	<p><主要な業務実績></p> <ul style="list-style-type: none"> ・債権回収率:92.5% ・債権管理規程に基づき、債権を分類して貸付債権を 	<p><評定と根拠>評定:B 債権管理規程に基づき、適正に管理が行われたこ</p>	<p>評定</p>	

<p>収率90%以上を確保する。 あわせて、債権管理・回収コスト要因を分析し、債権管理・回収を一層強化しつつ、引き続きコスト削減を図る。</p>	<p>により、債権管理・回収の一層の強化を行います。 また、適時適切な債権管理を行うために債権管理規程等を回収コストも含め必要に応じて見直します。</p> <p>⑰ 債権管理規程等に基づき、適切な債権管理・回収を行うことにより、中期目標期間の年度毎に回収率90%以上を確保します</p>	<p>債権管理目標（債務者折衝率）を設定し、早期の折衝や返還義務の周知徹底を実施し、債権管理・回収の一層の強化を行います。 また、適時適切な債権管理を行うために債権管理規程等を回収コストも含め必要に応じて見直します。</p> <p>⑱ 債権管理規程等に基づき、適切な債権管理・回収を行うことにより、回収率90%以上を確保します。</p>	<p><その他の指標> なし</p> <p><評価の視点> ・貸付債権の適正な管理を行い、回収率90%以上を確保するために各主管支所や貸付利用者へ周知徹底を行っているか。</p>	<p>管理している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・債権分類に基づき早期折衝を行った。また、早期折衝をするように各主管支所へ被害者援護業務実施基準等を作成し周知を図った。 ・貸付利用者が20歳に達したときに返還義務を周知するため返還総額等を通知した。 	<p>と、各主管支所による早期の折衝が行われたことなど、債権管理・回収の一層の強化に取り組んでいることから、年度計画を十分に達成しているものと判断しB評価とするものである。</p> <p><課題と対応> 適切な債権管理や回収率の維持・向上について、引き続き、効果的・効率的な取組を検討する。</p>		
<p>療護施設の周知徹底をはじめ、自動車事故被害者等への情報提供や相談対応を的確に実施する。 あわせて、不知によりサービスが享受できないことがないようHPやパンフレット、地方自治体等の関係機関との連携を通じた事業の周知を積極</p>	<p>⑱ 自動車事故の被害者等からの問い合わせに対し、機構の各種援護制度や他機関の援護制度・事故相談・訴訟・病院等に関する総合的な情報提供や相談対応を関係機関と連携して的確に行います。</p>	<p>⑳ 情報案内サービス（交通事故被害者ホットライン）等により、自動車事故の被害者等からの問い合わせに対し、機構の各種援護制度を情報提供するとともに、他機関の援護制度・事故相談・訴訟・病院・被害者団体</p>	<p><主な定量的指標> なし</p> <p><その他の指標> ・ホットラインの相談件数 ・在宅介護相談窓口における相談件数</p> <p><評価の視点> ・被害者等のニーズに応じた</p>	<p><主要な業務実績> 1) ホットラインの利用向上のため、以下の取組を実施した結果、受付件数1,770件、相談窓口紹介件数は1,903件となった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通事故被害者に向けた「被害者援護制度紹介リーフレット」や「被害者援護制度紹介チラシ」を作成し、全国に支所を有する体制を活用し、各関係機関に対し周知を行った。 ・「ナスバギャラリーIN東京（東京メトロ半蔵門線、銀座線「三越前駅」間を結ぶ地下通路）」、「交通安全アクション2019」のほか、今年度は「ナスバギャラリーIN東京（日本自動車会館）」や「東京モーターショー」はじめ全国各地で開催された「モーターショー」等の集客イベントの場にて配布。 	<p><評価と根拠> 評価：B 交通事故被害者ホットラインによる情報案内サービス、在宅介護相談窓口における相談支援を実施するとともに、介護者なき後（親なき後）問題を始めとする必要な情報の提供も継続して行っているなど、年度計画を十分に達成しているものと判断しB評価とするものである。</p> <p><課題と対応> 引き続き、交通事故被害</p>	<p>評価</p>	

<p>的に行う。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホットラインの相談件数(前中期目標期間実績:平成24年度から27年度まで平均相談件数 3,117件) ・在宅介護相談窓口における相談件数(前中期目標期間実績:平成24年度から27年度までの平均相談件数 1,960件) ・各支所の管轄する地域の病院、警察署、地方自治体、学校等に対する広報活動件数 	<p>⑱ 療護施設の周知徹底をはじめ、不知によりサービスが享受できないことがないよう被害者援護業務の一層の周知のため、機関誌やホームページの活用により各種情報を発信するとともに、関係機関と連携した周知活動を行います。</p>	<p>等に関する総合的な情報提供を行います。</p> <p>⑳ 療護施設の周知徹底をはじめ、不知によりサービスが享受できないことがないよう情報案内サービスを含めた被害者援護制度の一層の周知のため、機関誌やホームページの活用により各種情報を発信するとともに、地方公共団体、病院等を訪問又は当該機関が主催する会議等に積極的に参加し、関係機関と連携した周知活動を行います。</p>	<p>相談対応がなされているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報活動において病院等にどれだけ周知が出来ているか。 	<p>2) 介護に関する相談窓口における相談支援の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各主管支所の介護福祉士等の資格を持つ在宅介護相談員が、療護施設と連携して1,144件の相談に対応し、介護に関する知識・技術の提供等を実施。 <p>3) 被害者援護に係る情報発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機関誌「ほほえみ」を年4回発行し介護料受給者を対象に配布。特集記事として、新たに短期入院の協力病院の指定となった病院の紹介や介護者からの投稿による介護の参考となる情報提供等、介護者から要望のあった有益な記事を掲載。 ・国土交通省と連携し、NASVA ホームページ内に介護者なき後(親なき後)問題に関する情報を引き続き掲載。 <p>4) 日本損害保険協会を通じた周知活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昨年度に引き続き、日本損害保険協会に対し、NASVAの被害者援護業務の周知依頼を実施し、被害者援護業務のリーフレット等の配布の協力を得た。 <p>5) 警察庁主催の交通遺児等支援担当者(学識経験者、各県警察、自治体、被害者支援団体等)による意見交換会において、貸付制度等の周知をした他、以下の取組を実施。</p> <p>(警察庁主催)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「交通事故で家族を亡くした子供の支援に関するシンポジウム」(令和元年10月30日:香川県)に参加し、貸付制度等について周知を行った。 ・「交通事故被害者支援に関する相談窓口等担当者会議」(令和元年11月11日:石川県)に参加し、貸付制度等について周知を行った。 ・「交通事故で家族を亡くした子供の支援に関する意見交換会」(令和元年10月8日:奈良県及び令和元年11月21日:茨城県)に参加し、貸付制度等について周知を行った。 	<p>者等に対する相談支援の充実、各種情報の発信を積極的に行う。</p>
--	--	---	--	---	--------------------------------------

4. その他参考情報

--

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-3	自動車アセスメント情報提供業務 効率的・効果的な試験・評価の実施、わかりやすい情報提供		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人自動車事故対策機構法第 13 条第 8 号
当該項目の重要度、難易度	<ul style="list-style-type: none"> ・効率的・効果的な試験・評価の実施【重要度：高】 高齢運転者による死亡事故が相次いで発生しており、「第1回高齢運転者による交通事故防止対策に関する関係閣僚会議」（平成 28 年 11 月 15 日）における総理指示を踏まえ、先進安全技術の安全性能評価を自動車ユーザーに分かりやすく伝え、時勢に合わせて安全効果の高い自動車市場で選択されやすい環境を整えていく必要があるため。 ・効率的・効果的な試験・評価の実施【難易度：高】 評価実施車種の年間新車販売台数に対するカバー率については、自動車メーカーの経営判断による販売台数の多い車種のモデルチェンジ等によりカバー率が大きく下がるなどの外部要因に強く影響を受ける指標であるため。 	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号 188-3

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等	達成目標	(参考) (前中期目標 期間最終年度 値)	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度			29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
評価実施車種の年間新車販売台数に対するカバー率	中期目標期間の各年度において80%以上	78.4%	80.0%	83.1%	82.3%					予算額（千円）	641,000	942,000	930,000	
達成度	—	—	99.9%	103.9%	102.9%					決算額（千円） ※注1～注3	575,698	808,320	848,383	
ファイブスター獲得車種数	—	6車種	9車種	8車種	8車種					経常費用（千円） ※注1～注3	598,323	834,626	874,284	
平均評価得点	—	182.3	183.7	88.9 ※注5	87.4					経常利益（千円） ※注1～注3	27,299	36,165	32,885	
最高評価得点	—	199.7	193.9	96.5 ※注5	88.9					行政サービス実施コスト（千円）	—	—	—	
広報活動実施件数	中期目標期間の年度毎に50件以	90件	(計画) 50件以上 (実績) 98件	(計画) 50件以上 (実績) 100件	(計画) 50件以上 (実績) 87件					従事人員数 ※注4	309	314	319	

	上														
達成率	—	—	196.0%	200.0%	174.0%										
自動車アセスメントホームページアクセス件数	—	約 150 万件	約 149 万件	約 110 万件	約 96 万件										
自動車アセスメントパンフレット配布数	—	約 180 万部	約 200 万部	約 124 万部	約 122 万部										

※注 1) 法人財務諸表「セグメント情報の開示」に記載されている「自動車アセスメント情報提供業務」の実績額（自動車アセスメント情報提供業務全体の実績額）を記載。

※注 2) 決算額は支出額（業務費）を記載、経常費用は事業費用を記載、経常利益は事業損益を記載。

※注 3) 人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

※注 4) 従事人員数については、現場職員が間接部門及び事業部門を横断的に担務しており業務ごとに切り分けられないため、常勤職員数 347 人から計上可能な本部の間接部門専属人数 28 人を差し引いた人数を記載。

※注 5) 平成 30 年度から評価方法を 100 点満点方式に変更。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
					自動車アセスメント情報提供業務の評価：B 【細分化した項目の評価の算術平均】 (A4点×1項目+B3点×2×1項目)÷(2項目+1項目)=3.33 ⇒算術平均に最も近い評価は「B」評価である。 ※算定にあたっては評価毎の点数を、S:5点、A:4点、B:3点、C:2点、D:1点とし、重要度の高い項目については加重を2倍としている。	評価	
① 車両の安全性に関する公正でわかりやすい情報提供を進めることにより自動車メーカーの安全な車の開発意識を高めるために、国土交通省が定める自動車アセスメント事業の拡充のためのロードマップ(以下、「ロードマップ」という)に基づき、国及び関係機関と連携しつつ、国の実施機関として効率的かつ効果的に車両の安全性について試験及び評価を行う。	① 効率的かつ公正な自動車アセスメント情報提供業務を実施することにより、ユーザーがより安全な車を選択できる環境を整えるとともに、自動車メーカーによる安全な車の開発を促進します。 ② 国土交通省が定める自動車アセスメント事業の充実のためのロードマップに基づき、技術の進展により新	① 国土交通省告示で定められた自動車アセスメントの評価について、公正かつ効率的に評価試験を実施することにより、ユーザーがより安全な車を選択できるようになるとともに、自動車メーカーによる安全な車の開発を促進します。 ② 国土交通省が定める自動車アセスメントの充実のためのロードマップに基づき、以下の取組を実施します。また、以下の取組を	<主な定量的指標> ・評価実施車種の年間新車販売台数に対するカバー率 <その他の指標> ・ファイブスター獲得車種数 ・平均評価得点数 ・最高評価得点数 <評価の視点> ・ユーザーがより安全な車を選択できるようになっているか。 ・自動車メーカーによる安全な車の開発が促進されているか。 ・自動車アセスメ	<主要な業務実績> 1) 安全な車の選択・開発促進 ・自動車アセスメントについて、衝突安全性能評価12車種、予防安全性能評価16車種、チャイルドシート安全性能評価5製品について試験を行い、評価を実施し、ユーザーがより安全な車を選択できるようにした。 ・衝突安全性能評価においては、最高評価であるファイブスター賞を8車種が獲得し、また、ファイブスター賞の平均評価得点数は約87点と依然として高いレベルが維持された。 ・予防安全性能評価においては、平均評価得点数が増加した。 ・以上により、自動車メーカーによる安全な車の開発が促進された。 2) 制度充実のための取組・情報共有 ・歩行者対応の「被害軽減ブレーキ」について、夜間性能(街灯なし条件)の性能評価を開始した。 ・自転車対応の「被害軽減ブレーキ」について、評価方法を策定するための検討を行った。 ・予防安全性能評価及び衝突安全性能評価等を統合した総合評価導入のための検討を行った。	<評価と根拠> 評価：B 多くの車種について効率的かつ公正な試験・評価に取り組み、衝突安全性能評価においては、引き続き高い得点で推移している。 予防安全性能評価においては、試験項目増に伴い、平均評価得点数の増加により、事故低減効果が見られた等、自動車メーカーの安全な車の開発意識の向上が表れている。 評価実施車種の年間新車販売台数に対するカバー率は達成できた。 以上により、年度計画を十分に達成しているものと判断しB評価とするものである。 <課題と対応> 自動車メーカーの安全な車の開発意識の向上に向け、	評価	

<p>② 消費者の立場、被害者の立場に立った機構ならでの取組となるように努め、ロードマップに基づき、技術の進展により新たに実用化された安全性能の高い装置等に関する評価項目の導入、既存評価項目の充実等のための検討を行います。この検討を効率的に実施するため、海外アセスメント関係機関等との情報共有を積極的に実施する。</p> <p>【重要度：高】 高齢運転者による死亡事故が相次いで発生しており、「第1回高齢運転者による交通事故防止対策に関する関係閣僚会議」（平成28年11月15日）における総理指示を踏まえ、先進安全技術の安全性能評価を自動車ユーザーに分かりやすく伝え、時勢に合わせて安全効果の高い自動車市場で選択され</p>	<p>たに実用化された安全性能の高い装置等に関する評価項目の導入、既存評価項目の充実等のための検討を行います。具体的には、車線維持支援装置、夜間における歩行者に対する被害軽減ブレーキ、高機能走行用前照灯、ペダル踏み間違いによる誤発進抑制装置などの評価方法の策定のための検討を行うとともに、衝突安全性能評価をより効果的なものとするための検討を行います。</p> <p>また、この検討を効率的に実施するため、海外アセスメント関係機関等との情報共有を積極的に実施します。</p> <p>③ 以上の施策を実施することにより、販</p>	<p>効率的に実施するため、海外の自動車アセスメント関係機関等との情報共有を積極的に実施します。</p> <p>ア 歩行者対応の「被害軽減ブレーキ」の夜間性能(街灯なし条件)の評価を開始します。</p> <p>イ 平成32年度に実施予定の予防安全性能評価及び衝突安全性能評価等を統合した総合評価の検討を行います。</p> <p>ウ 平成32年度以降に実施予定の自転車対応の「被害軽減ブレーキ」の評価のための検討を行います。</p> <p>③ 自動車アセスメントについて、販売台数の多い車種を優先して効率的に試験を実施するとともに、自動車メーカー等が自発的に評価を受けるような評価方法とするなどにより、評価実施車種の</p>	<p>ントのロードマップに基づく取組を行っているか。</p> <p>・海外の自動車アセスメント関係機関等との情報共有を行っているか。</p> <p>・評価実施車種の年間新車販売台数に対するカバー率が80%以上になっているか。</p>	<p>・Global NCAP 世界会議（隔年開催）については、今年度は開催年ではなかったが、海外からの問い合わせに対して情報提供等を行った。</p> <p>3) 評価実施車種の年間新車販売台数に対するカバー率は、衝突安全性能は86.0%、予防安全性能は78.5%となり、総合的には82.3%となった。</p>	<p>引き続き効果的な方策について検討を行う。</p> <p>衝突安全性能評価と予防安全性能評価を統合した総合安全性能評価を実施する。</p>	
--	---	---	--	---	---	--

<p>やすい環境を整えていく必要があるため。</p> <p>③ 以上の施策を実施することにより、安全な自動車の普及促進に資するよう、評価実施車種の年間新車販売台数に対するカバー率を中期目標期間の各年度において80%以上とする。</p> <p>【難易度：高】 評価実施車種の年間新車販売台数に対するカバー率については、自動車メーカーの経営判断による販売台数の多い車種のモデルチェンジ等によりカバー率が大きく下がるなどの外部要因に強く影響を受ける指標であるため。</p>	<p>売台数の多い車種を優先して効率的に試験を実施するとともに、自動車メーカー等が自発的に評価を受けるような評価方法とするなどにより、評価実施車種の年間新車販売台数に対するカバー率を中期目標期間の各年度において80%以上となるようにします。</p>	<p>年間新車販売台数に対するカバー率（令和元年度）を80%以上となるようにします。</p>					
<p>④ 自動車ユーザー等がより安全な自動車等を選べるよう、自動車アセスメント事業における自動車等の安全性能の評価結果等を、パンフレット、ホームページ等において分かりやすく表示</p>	<p>④ 自動車ユーザー等がより安全な自動車等を選べるよう、自動車アセスメント事業における自動車等の安全性能の評価結果等を、パンフレット、ホームページ等</p>	<p>④ 自動車アセスメントの評価結果や自動車の安全装備等の情報を、以下の手段により、分かりやすく利用しやすい形で自動車ユーザー等に伝えることにより、より安全な自動車の普及を促進しま</p>	<p><主な定量的指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報活動実施件数 <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動車アセスメントホームページアクセス件数 ・自動車アセスメ 	<p><主要な業務実績></p> <ul style="list-style-type: none"> ・パンフレットについては、衝突安全性能評価を約30万部、予防安全性能評価を約38万部、チャイルドシート安全比較BOOKを約28万部、事故自動通報システム機能評価を約1万部作成した。 ・パンフレット以外に、アセスメントの広報用チラシを約25万部作成した。 ・パンフレット等は、各都道府県のバス協会などが主催するイベントのほか、全国の自動車販売店、整備事業者、道の駅等で配布した。 ・チャイルドシート安全比較BOOKについては、産婦人科や小児科の病院等でも配布した。 	<p><評定と根拠> 評定：A 広報手段として、多くの人に容易に自動車アセスメント情報に触れてもらうため、パンフレットやチラシを作成し各イベント等において広く配布したほか、試験映像を活用した広報活動を引き続き実施した。 また、全国各地における広報活動については、年度計画を大きく上回る87回もの開</p>	<p>評定</p>	

<p>するとともに、積極的な広報活動により自動車ユーザー等に発信する。</p> <p>なお、中期目標期間の年度毎に広報活動件数を50件以上とする。</p>	<p>において分かりやすく表示するとともに、広報活動により自動車ユーザー等に伝えます。</p> <p>また同様に、シートベルトやチャイルドシートなどの自動車の安全装置等が適切に使用されるよう、適切に使用しない場合の影響等がわかる情報をパンフレット、ホームページ等により分かりやすく表示するとともに、広報活動により自動車ユーザー等に伝えます。</p> <p>なお、中期目標期間の年度毎に広報活動件数を50件以上とします。</p>	<p>す。</p> <p>ア より安全な自動車の必要性が伝わるようなチラシ、パンフレット等の広報資料を作成し、広報イベントや自動車販売店などで配布できるようにします。</p> <p>イ ホームページにおいて提供できるようにするとともに、評価結果の入力方法を改善することにより、誤掲載のリスクの削減、効率化等を図ります。</p> <p>ウ チラシ、パンフレット等を活用した広報活動を年度内に50件以上実施することにより、自動車アセスメントの認知度を向上させ、その評価結果などが自動車の購入の際に利用されるようにします。</p>	<p>ントパンフレット配布数</p> <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ユーザーのニーズに沿った分かりやすい情報提供がなされているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・パンフレットとともに、引き続き、最新の自動車アセスメント・チャイルドシートアセスメント情報をスマートフォン等でも見やすくするために、QRコードを記載したチラシを作成した。 ・各種パンフレットについては、新たに追加された試験項目や変更内容等が理解されやすいよう、掲載内容の構成等を見直した。 ・自動車アセスメントのホームページでは、引き続き、衝突試験等の動画を掲載し、どのような試験を行っているかわかりやすく紹介している。 ・年度中の自動車アセスメントのホームページのアクセス件数は約96万件となった。 ・主管支所等の担当職員への自動車アセスメント等の認知度向上や社会的意義をより広く伝えるための研修を実施した。 ・地方の交通関連イベント等で、パンフレットの配布だけでなく、試験動画を流して理解を深められるような広報活動を全国で87回実施した。 ・東京、名古屋、大阪、福岡、札幌の各モーターショー（東北（仙台）は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止）において、自動車アセスメントの展示ブースを出展し、パンフレット等の配布の他、衝突試験車両の展示や各試験の動画の上映を行った。（主催者発表による来場者数は合計約194万人） ・令和元年10月23日に「前期自動車アセスメント結果発表会」を東京モーターショーのプレスデーの中で開催した。 	<p>催により、昨年度に引き続き幅広く周知活動を行った。</p> <p>この取組に連動してパンフレット等の配布数が総数約122万部となり、さらに、自動車アセスメントのホームページのアクセス数は約96万件となった。</p> <p>以上により、広報活動の実施件数が年度計画を大きく上回ったこと、発表会の結果が各種媒体により多数報道され、自動車アセスメントの認知度の向上に寄与したことなど、年度計画を大きく上回っているものと判断しA評価とするものである。</p>	
---	---	--	--	---	--	--

4. その他参考情報

--

1-1-4-1 中期目標管理法 年度評価 項目別評価調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2-1-1	業務改善の取組 効率的な運営体制の確保、管理業務の簡素化等		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な 情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
① 事業全般の精査・見直しを行い、引き続き、効率的な運営体制を確保しつつ、管理業務の簡素化等を図る。	① 事業全般の精査・見直しを行い、引き続き、効率的な運営体制を確保しつつ、管理業務の簡素化等を図ります。	① 事業全般の精査・見直しを行い、引き続き、効率的な運営体制を確保しつつ、管理業務の簡素化等を図ります。	<p><主な定量的指標> なし</p> <p><その他の指標> なし</p> <p><評価の視点> ・効率的な運営体制を確保しつつ、管理業務の簡素化等が図られているか。</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>・効率的な業務運営を図るため、各支所等において、必要に応じ、業務の見直しを行い、業務の垣根を越えた効率的な運営体制を確保すべく、業務改善を図った。・また、引き続き、平成29年度に導入したWeb会議システムなどを活用し機構における各種会議などをできる限りWeb会議システムでの開催に努めたことなどにより、時間効率や費用等の削減が図られた。</p> <p>さらに、令和元年6月から試行的に導入した勤怠管理システムについて、10月から本格導入したことにより、出勤簿等紙ベースからシステムによる管理に移行し、業務の簡素化を図った。</p>	<p><評価と根拠> 評価：B</p> <p>各主管支所において業務運営の効率化、改善のための取組を実施していること、平成29年度に導入したWeb会議システム等を有効活用していること、勤怠管理のシステム化を図っていることなど、引き続き業務運営の効率化や簡素化に努めていることから、年度計画を十分に達成しているものと判断しB評価とするものである。</p> <p><課題と対応></p> <p>今後も引き続き事業全般の精査・見直しを行う。</p>		

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2-1-2	業務改善の取組 一般管理費・業務経費の削減、調達等合理化の取組の推進		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な 情報
一般管理費予算額、 決算額	—	(予算額) 435百万円 (決算額) 431百万円	(予算額) 401百万円 (決算額) 397百万円	(予算額) 393百万円 (決算額) 393百万円	(予算額) 256百万円 (決算額) 256百万円			
一般管理費削減割合、 削減額	中期目標期間の 最後の事業年度 において、平成 28年度比で 15%以上削減	4.1%	(計画) 平成28年度予算 の7.85%に相当 する額を削減 34百万円 (実績) 8.67% 38百万円	(計画) 平成29年度予算 の2.0%に相当す る額を削減 8百万円 (実績) 2.0% 8百万円	(計画) 平成30年度予算 の1.98%に相当 する額を削減 5百万円 (実績) 2.13% 6百万円			
達成度	—	136.7%	110.4%	100.6%	107.7%			
業務経費予算額、決 算額	—	(予算額) 4,083百万円 (決算額) 3,780百万円	(予算額) 3,904百万円 (決算額) 3,888百万円	(予算額) 3,837百万円 (決算額) 3,836百万円	(予算額) 3,265百万円 (決算額) 3,256百万円			
業務経費削減割合、 削減額	中期目標期間の 最後の事業年度 において、平成 28年度比で 10%以上削減	3.6%	(計画) 平成28年度予算 の4.38%に相当 する額を削減 179百万円 (実績) 4.76% 194百万円	(計画) 平成29年度予算の 1.73%に相当する 額を削減 67百万円 (実績) 1.74% 68百万円	(計画) 平成30年度予算の 1.49%に相当する 額を削減 49百万円 (実績) 1.76% 58百万円			
達成度	—	180.0%	108.7%	100.0%	117.9%			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
<p>② 業務運営の効率化を図ることにより、一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、中期目標期間の最後の事業年度において、平成28年度比で15%以上削減するとともに、業務経費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、中期目標期間の最後の事業年度において、平成28年度比で10%以上削減する。</p> <p>③ 契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」</p>	<p>② 一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、業務運営の効率化を推進し、中期目標期間の最終年度までに、平成28年度比で15%以上削減します。</p> <p>③ 業務経費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、業務運営の効率化を推進し、中期目標期間の最終年度までに、平成28年度比で10%以上削減します。</p> <p>④ 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成</p>	<p>② 一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、業務運営の効率化を推進し、平成33年度末までに、平成28年度比で15%以上削減するため、令和元年度において、平成30年度予算の1.98%に相当する額を削減します。</p> <p>③ 業務経費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、業務運営の効率化を推進し、平成33年度末までに、平成28年度比で10%以上削減するため、令和元年度において、平成30年度予算の1.49%に相当する額を削減します。</p> <p>④ 「独立行政法人</p>	<p><主な定量的指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般管理費削減割合 ・業務経費削減割合 <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般管理費予算額、決算額 ・一般管理費削減額 ・業務経費予算額、決算額 ・業務経費削減額 <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般管理費及び業務経費が着実に削減されているか。 ・契約の競争性及び透明性が確保されているか。 	<p><主要な業務実績></p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般管理費において、業務運営の効率化を推進するとともに、経費削減方策に基づき経費削減を積極的に行い、計画（平成30年度予算に対し▲1.98%削減）を上回る経費削減（▲2.13%）を達成。 ・業務経費において、業務運営の効率化を推進するとともに、経費削減方策に基づき経費削減に積極的に取り組む、計画（平成30年度予算に対し▲1.49%削減）を上回る経費削減（▲1.76%）を達成。 ・公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化を図るため、「令和元年度独立行政法人自動車事故対策機構調達等合理化計画」を策定。 ・計画策定、実施、自己評価及び次計画への反映というPDCAサイクルによる推進を図るため、「令和元年度独立行政法人自動車事故対策機構調達等合理化計画」に基づく取組状況について、新たに競争性のない随意契約を締結することとなる案件に対する適正契約検証チームによる事前検証を実施し、重点的に取り組む分野に対する自己評価を行い、外部有識者からなる契約監視委員会の点検を実施。 	<p><評価と根拠> 評価：B</p> <p>平成30年度予算に対し、一般管理費1.98%、業務経費1.49%以上の削減を図っている。</p> <p>「令和元年度独立行政法人自動車事故対策機構調達等合理化計画」を策定し、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的な調達等の合理化に向けた取組を着実に実施しており、年度計画を十分に達成しているものと判断しB評価とするものである。</p> <p><課題と対応></p> <p>引き続き、経費削減を積極的に取り組むとともに、更なる調達の合理化に向けて取り組む。</p>	評価	

<p>(平成27年5月25日総務大臣決定)等を踏まえ、引き続き、公正かつ透明な調達手続による、適切で迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構内の推進体制を整備し、契約監視委員会を活用するとともに、一者応札の解消、企画競争や新たに競争性のない随意契約を締結する全ての案件について適正契約検証チームによる事前点検を実施するなど、毎年度策定する「調達等合理化計画」において前年度の自己評価や課題を踏まえ、更なる調達の合理化を推進するために重点的に取り組む分野の具体的な設定を行い、同計画を着実に実施し、効率的な予算執行及び運営費交付金の適切か</p>	<p>27年5月25日総務大臣決定)を踏まえ、引き続き、公正かつ透明な調達手続による適切で迅速かつ効果的な調達を実施する観点から、機構内に調達等合理化検討会を設置し、調達等合理化の推進を図るとともに、契約監視委員会を活用して個々の契約案件の事後点検を実施します。</p> <p>具体的には、一者応札の解消では、一者応札となった原因の検証及び分析による競争参加者の増加に向けた取組や毎年度実施する契約案件において同一事業者による一者応札が継続する場合は適正契約検証チームによる検証を行った上で、適正な契約方式へ移行します。</p> <p>また、企画競</p>	<p>における調達等合理化の取組の推進について」</p> <p>(平成27年5月25日総務大臣決定)を踏まえ、引き続き、公正かつ透明な調達手続による適切で迅速かつ効果的な調達を実施する観点から、機構内に調達等合理化検討会を設置し、調達等合理化の推進を図るとともに、契約監視委員会を活用して個々の契約案件の事後点検を実施します。</p> <p>具体的には、一者応札の解消では、一者応札となった原因の検証及び分析による競争参加者の増加に向けた取組や毎年度実施する契約案件において同一事業者による一者応札が継続する場合は適正契約検証チームによる検証を行った上で、適正な契約方式へ移行します。</p> <p>また、新たに競争性のない随意契約を締結する</p>								
--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--

<p>つ効率的な使用に努める。</p>	<p>争や新たに競争性のない随意契約を締結する全ての案件について、適正契約検証チームによる事前点検を実施するなど、毎年度策定する「調達等合理化計画」において、更なる調達の合理化を推進するための取組を設定し、これらを着実に実施するとともに、情報公開の充実により、競争性及び透明性の確保を図ります。</p>	<p>全ての案件について、適正契約検証チームによる事前点検を実施するなど、毎年度策定する「調達等合理化計画」において、引き続き調達の合理化を推進するための取組を設定し、これらを着実に実施するとともに、情報公開の充実により、競争性及び透明性の確保を図ります。</p>				
---------------------	---	--	--	--	--	--

<p>4. その他参考情報</p>
<p>特になし</p>

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2-1-3	業務改善の取組 外部評価の実施、公表		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な 情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
④ 機構の各業務の改善状況等について、タスクフォースにより、外部評価を行い、その結果をホームページ等で公表する。	⑤ 機構の業務の改善状況等について、タスクフォース（注7）により、外部評価を行い、その結果をホームページ等で公表します。 （注7）外部有識者からなる事業改善等を目的とする評価のための機関	⑤ 機構の業務の改善状況等について、タスクフォース（注10）により、外部評価を行い、その結果をホームページ等で公表します。 （注10）外部有識者からなる事業改善等を目的とする評価のための機関	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> ・業務の改善状況等について、タスクフォースにより、外部評価を行い、その結果をホームページ等で公表しているか。	<主要な業務実績> ・令和2年6月23日に「第32回業績評価等のためのタスクフォース」を開催し、令和元年度業務実績について報告し、業務の改善状況等について外部有識者による評価を実施し、評価結果についてホームページで公表した。 ・令和元年11月25日に「第30回業績評価等のためのタスクフォース」を開催し、外部有識者に対して、令和元年度の上半期の業務実績について報告するとともに、今後の業務運営全般について意見を聴取し、その内容をホームページで公表した。	<評定と根拠>評定：B 業務の改善状況等について、外部評価を受け、その評価を踏まえた業務運営を実施していること及びその内容をホームページに着実に公表していることから、年度計画を十分に達成しているものと判断しB評価とするものである。 <課題と対応> 引き続き業務の改善状況等について、タスクフォースにより、外部評価を行い、その結果をホームページ等で公表する。	評定	

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2-2	業務の電子化及びシステムの最適化		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間最 終年度値	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な 情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
業務運営の簡素化及び効率化を図るため、ICTの活用等により、業務の電子化及びシステムの最適化を推進する。	業務の電子化や機構の各業務システム全体の最適化について検討し、順次改善を進め、業務運営の一層の簡素化及び効率化を図ります。	業務の電子化や機構の各業務システム全体の最適化について検討し、順次改善を進め、業務運営の一層の簡素化及び効率化を図ります。	<p><主な定量的指標> なし</p> <p><その他の指標> なし</p> <p><評価の視点> ・業務の電子化や機構の各業務システム全体の最適化について検討し、順次改善を進め、業務運営の一層の簡素化及び効率化を図っているか。</p>	<p><主要な業務実績></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ナスバのホームページに係るサーバの運用保守とコンテンツの更新業務は別々に調達していたが、サーバ更改のタイミングでこれらを合わせて調達することで、契約を1本化し、業務の簡素化・効率化を図った。また、自動車アセスメントに係るコンテンツについては、自動車アセスメント部が独自に更新作業を実施していたが、他のコンテンツ同様に総務部にて一括更新するように運用方法を改めることで、業務の簡素化・効率化を図った。 ・平成29年度から運用しているWeb会議システム及びペーパーレス会議システムをさらに積極的に活用し、これまで集合形式で実施していた会議の多くをWeb会議形式にて実施することで、業務の簡素化・効率化を図った。 ・システムの最適化をさらに推進するために現行の規程の見直しを行い、各部署のシステム管理者・担当者を集め、各システムの現状等を情報共有するための情報システム管理運用体制会議（令和元年6月、9月、令和2年2月）を開催し、推進に向けた体制の強化を図った。 ・安全指導業務システムと経理システムとの連携については、収入管理業務の簡素化及び効率化のため、適性診断の受診者、指導講習の受講者及び安全マネジメントの受講者等の実績データをオンラインで取り込むためのシステム改修を進めているところであり、このうち経理システムの改修が完了した。また、指導講習、適性診断 	<p><評定と根拠>評定：B ホームページサーバの運用保守とコンテンツの更新業務の契約を統合するとともに総務部で一括して更新作業を実施するように運用方法を改めたことや、Web会議システム等を積極的に用いたことで、業務運営の簡素化及び効率化を図った。また、システムの最適化を推進するために体制の強化を図り、業務運営の簡素化及び効率化についても着実に検討していることから、年度計画を十分に達成しているものと判断しB評価とするものである。</p> <p><課題と対応> 今後も引き続き業務の電子化や各業務システム全体の最適化について検討し、順次改善を進め、業務運営の一</p>	評価	

					及び安全マネジメントの各システムのサーバを一つの場所に集約することで、システムの最適化を図った。	層の簡素化及び効率化を図る。	
--	--	--	--	--	--	----------------	--

4. その他参考情報							
特になし							

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
3-1	財務運営の適正化		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間最 終年度値等	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な 情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
<p>中期目標期間における予算、収支計画及び資金計画について、適正に計画し健全な財務体質の維持を図る。</p> <p>独立行政法人会計基準の改訂（平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会策定、平成27年1月27日改訂）等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、引き続き、収益化単位としての業務ごとに</p>	<p>独立行政法人会計基準の改訂（平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会策定、平成27年1月27日改訂）等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、収益化基準の単位としての業務ごとに予算と実績の管理を行います。</p> <p>また、各年度期末における運営費交付金債務</p>	<p>独立行政法人会計基準の改訂（平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会策定、平成27年1月27日改訂）等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、収益化基準の単位としての業務ごとに予算と実績の管理を行います。</p> <p>また、年度末における運営費交付金債務に関</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>なし</p> <p><その他の指標></p> <p>なし</p> <p><評価の視点></p> <p>・独立行政法人会計基準の改訂（平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会作成、平成27年1月27日改訂）等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準（法人共通は期間進行基準）による収益化基準を踏まえ</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>・令和元年度事業開始前に支出予算実施計画を策定し、収益化基準の単位としての業務ごとに運営費交付金を適正に配分するとともに、予算と実績の管理として第3四半期末（12月末）までに同計画の見直しを行い、運営費交付金の配分についても見直しを行った。</p>	<p><評価と根拠> 評価：B</p> <p>独立行政法人会計基準の改訂等に基づき、第3四半期末までに予算と実績の管理を踏まえた支出予算実施計画及び収益化基準の単位としての業務ごとに運営費交付金配分の見直しを実施していることから、年度計画を十分に達成しているものと判断しB評価とするものである。</p> <p><課題と対応></p> <p>引き続き、予算と実績の管理を実施するとともに、独立行政法人会計基準等を遵守し、適正な会計処理に努める。</p>	評価	

<p>予算と実績を管理する。</p> <p>また、独立行政法人会計基準等を遵守し、適正な会計処理に努める。</p> <p>なお、毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。</p>	<p>に関し、その発生状況を厳格に分析し、減少に向けた努力を行うとともに、独立行政法人会計基準等を遵守し、適正な会計処理に努めます。</p> <p>なお、毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとします。</p>	<p>し、その発生状況を厳格に分析し、減少に向けた努力を行うとともに、独立行政法人会計基準等を遵守し、適正な会計処理に努めます。</p> <p>なお、運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとします。</p>	<p>た、収益化基準の単位としての業務ごとに予算と実績の管理を実施しているか。</p>			
--	--	---	---	--	--	--

<p>4. その他参考情報</p>
<p>特になし</p>

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
3-2	自己収入等の拡大		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号 188

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間最 終年度値等	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な 情報
療護センターにおける外部検査受入件数	年間 11,000 件程度	11,085 件	11,540 件	11,671 件	11,665 件			
達成度	—	110.9%	104.9%	106.1%	106.0%			
療護センターにおける外部検査収入	—	157 百万円	150 百万円	142 百万円	133 百万円			
自動車アセスメント情報提供業務に係る自動車メーカー等からの委託試験実施車種数	—	23 車種	21 車種	12 車種	10 車種			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	コメント
療護センターが保有する高度先進医療機器については、周辺地域の医療機関等と協力しつつ、前中期目標期間実績の同水準である年間 11,000 件程度の外部検査を積極的に受け入れ、地域医療への貢献を果たすとともに自己収入の確保を図るほか、安全指導業務の受益者負担の適正化や自動車アセ	療護センターが保有する高度先進医療機器については、周辺地域の医療機関等と協力しつつ、前中期目標期間実績と同水準であるの外部検査を積極的に受け入れ、地域医療への貢献を果たすとともに自己収入の確保を図るほか、安全指導業務の受益者負担の適正	療護センターが保有する高度先進医療機器については、周辺地域の医療機関等と情報を共有するなどの協力を図りながら、前中期目標期間実績と同水準である年間 11,000 件程度の外部検査を積極的に受け入れ、地域医療への貢献を果たすとともに自己収入の確保を図るほか、安全指導業務の受益	<主な定量的指標> ・療護センターにおける外部検査受入件数 <その他の指標> ・療護センターにおける外部検査収入 ・自動車アセスメント情報提供業務に係る自動車メーカー等からの委託試験実施車種数	<主要な業務実績> ・外部検査の受託について、地域医療への貢献として、MRI、PET 等高度先進医療機器を活用した外部検査の受入に努め、11,665 件の外部検査を受託し、1 億 3,316 万円の収入を確保。 ・安全指導業務の受益者負担の適正化については、民間参入が進む中であっても、ユニバーサルサービスを確保の観点から事業者の規模や所在地を考慮した幅広いサービスの提供を継続的に実施していく必要があるため、受益者負担の適正化に関して慎重に検討している。 ・自動車アセスメント情報提供業務に係る自動車メーカー等からの委託試験は、衝突安全性能試験で 3 車種、予防安全性能試験で 7 車種、計 10 車種行った。	<評定と根拠> 評定：B 地域医療への貢献、受託収入の確保のため外部検査の受入を目標件数の 11,000 件を上回り 11,665 件受け入れたこと、また、安全指導業務においては、事業者の規模や所在地を考慮した幅広いサービスの提供を継続的に実施していく必要があるため、受益者負担の適正化に関して慎重に検討していること、さらに自動車メーカー等からの委託試験は前年度と比べ減少したものの、評価項目数の増加（17 から 18）及び試験	評定	

<p>スメント情報提供業務に係る自動車メーカー等からの委託試験の促進などを行い、国費負担の圧縮を図る。</p>	<p>化や自動車アセスメント情報提供業務に係る自動車メーカー等からの委託試験の促進などを行い、国費負担の圧縮を図ります。</p>	<p>者負担の適正化や自動車アセスメント情報提供業務に係る自動車メーカー等からの委託試験の促進などを行い、国費負担の圧縮を図ります。</p>	<p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・高度先進医療機器の外部検査の積極的な受入を通じ、地域医療への貢献、自己収入の確保といった取組が着実になされているか。 ・安全指導業務に対する受益者負担が適正になされているか。 ・メーカー等からの委託試験の受け入れの促進が図られているか。 		<p>日数の増加（23日から25日）によるものであることから、年度計画を十分に達成しているものと判断しB評価とするものである。</p> <p><課題と対応></p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、外部検査の受入を積極的に行い、地域医療への貢献、受託収入の確保に努める。 ・民間参入状況とユニバーサルサービスの適正な継続等を踏まえ、受益者負担の適正化を図ることに関しては今後も慎重に検討する必要がある。 	
---	--	--	--	--	--	--

<p>4. その他参考情報</p>
<p>特になし</p>

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
3-3	保有資産の見直し		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間最 終年度値等	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な 情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
保有資産については、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用の可能性、経済合理性などの観点に沿って、その必要性について、自主的な見直しを不断に行う。	保有資産については、引き続き、資産の利用度のほか、有効利用の可能性、経済合理性などの観点に沿って、その保有の必要性について不断に見直しを行います。	保有資産については、引き続き、資産の利用度のほか、有効利用の可能性、経済合理性などの観点に沿って、その保有の必要性について不断に見直しを行います。	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> ・保有資産について、資産の利用度のほか、有効利用の可能性を、経済合理性などの観点に沿って、その保有の必要性について不断に見直しを実施しているか。	<主要な業務実績> ・保有資産について、現状（物）確認を実施するなど資産の利用度等についての確認を行い、その保有の必要性について検討を実施した。	<評価と根拠> 評価：B 保有資産について、現状（物）確認を実施するなど資産の利用度等についての確認を実施するとともに、その必要性についても検討を行い、不断に見直しを実施していることから、年度計画を十分に達成しているものと判断しB評価とするものである。	評価	

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
3-4	短期借入金の限度額		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間最 終年度値等	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な 情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価	評価	
		予見しがたい 事故等の事由に より資金不足と なる場合に限 り、短期借入金 の限度額を1, 200百万円と します。	予見しがたい 事故等の事由に より資金不足と なる場合に限 り、短期借入金 の限度額を1, 200百万円と します。	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし	<主要な業務実績> 短期借入は行わなかった。	<自己評価> -	評価	

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
3-5	不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間最 終年度値等	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な 情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価	評価	
		なし	なし	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし	<主要な業務実績> 実績なし。	<評価と根拠> -	評価	

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
3-6	重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間最 終年度値等	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な 情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価	評価	根拠
		なし	なし	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし	<主要な業務実績> 実績なし。	<評価と根拠> -	評価	

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
3-7	剰余金の使途		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間最終年度値等	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	主務大臣による評価	
	利用者サービス充実のための環境の整備、業務効率化のための環境の整備、職員研修の充実、広報活動の充実等に使用します。	利用者サービス充実のための環境の整備、業務効率化のための環境の整備、職員研修の充実、広報活動の充実等に使用します。	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし	<主要な業務実績> 実績なし。		<評価と根拠> -	評価	

4. その他参考情報						
目的積立金等の状況						
		平成29年度末 (初年度)	平成30年度末	令和元年度末	令和2年度末	令和3年度末 (最終年度)
前期中期目標期間繰越積立金		239	238	238		
目的積立金		-	153	223		

(単位：百万円)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4-1	内部統制の充実強化、情報セキュリティ対策		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な 情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
				業務実績	自己評価	評価		
(1) 内部統制の充実強化 内部統制については、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」(平成26年11月28日付け総務省行政管理局長通知)を踏まえ、引き続き必要な規程類や体制の整備を行い、内部統制システムの充実及び監事機能の実効性の向上に努めるとともに、内部統制の仕組み	(1) 内部統制の充実強化 内部統制については、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」(平成26年11月28日付け総務省行政管理局長通知)を踏まえ、引き続き必要な規程類や体制の整備を行い、内部統制システムの充実及び監事機能の実効性の向上に努めるとともに、内部統制の仕組み	(1) 内部統制の充実強化 内部統制については、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」(平成26年11月28日付け総務省行政管理局長通知)を踏まえ、引き続き必要な規程類や体制の整備を行うとともに、内部統制の仕組みが有効に機能しているかの点検・検証を行い、その結果を踏まえ、必要に応じて見直しを行うなどの内部統制システム	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> ・内部統制の整備が計画に沿って進められたか。 ・適切な情報セキュリティ対策がなされたか。	(1) 内部統制の充実強化 1) 内部統制に係る規程類等の整備 理事長をはじめとする役員が主管支所等に積極的に向き、業務の改善等に関し、職員と幅広く意見交換を行い、規程等の改正や業務の運営方針等を閲覧・検索しやすい構成にし、随時イントラネットに掲載した。 また、業務運営方針であるNASVAY2017について、全職員がいつでも閲覧できるよう、機構内イントラネット等へ掲載し、その旨全職員に周知徹底を図るとともに、各種会議体での理事長の訓示やメッセージ等もあわせて掲載することにより、職員一人一人の意識を高め、機構の理念や業務目的が浸透定着するよう措置した。また、本部及び各主管支所・支所では定期的な唱和を実施し、さらなる徹底を図っている。 2) 内部統制に係る役職員への教育の充実 役職員に対する教育及び研修を以下のとおり開催し、内部統制に係る役職員一人一人の意識改革、情報の共有を徹底した。 ・新規採用職員研修 ・階層別職員研修(新任支所長研修、マネージャー研修、アシスタントマネージャー研修など)	<評定と根拠>評定：B 内部統制の充実強化については、計画に則り、規程類や体制整備を行うなど内部統制システムの充実及び監事機能の実効性の向上に努めた。加えて、適性診断業務のインターネット予約率に係る不適正な業務処理を受け、旧態依然とした悪しき慣習を一掃する目的から、組織体制の抜本的見直し(コンプライアンス徹底のための組織の風土改革など)等を断行した。 情報セキュリティ対策としては、政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、情報セキュリティ管理規程や情報セキュリティ対策基準等を見直し、情報セキ	評定		

<p>が有効に機能しているかの点検・検証を行い、これらの点検・検証を踏まえ、当該仕組みが有効に機能するよう見直しを行う。</p> <p>さらに、法人のミッションや長の指示について、法人内電子掲示板システム等を活用し、全役職員間で共有することを徹底する。</p> <p>(2) 情報セキュリティ対策</p> <p>政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、関連する規程類を適時適切に見直す。また、これに基づき、情報セキュリティインシデント対応の訓練や情報セキュリティ対策に関する教育などの情報セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー</p>	<p>が有効に機能しているかの点検・検証を行い、これらの点検・検証を踏まえ、当該仕組みが有効に機能するよう見直しを行います。</p> <p>さらに、機構のあり方、方向性を明確化した業務運営方針の見直しを行うとともに、当該業務運営方針や理事長の指示について、法人内電子掲示板システム等を活用し、全役職員間で共有することを徹底します。</p> <p>(2) 情報セキュリティ対策</p> <p>政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、情報セキュリティ管理規程や情報セキュリティ対策基準などを適時適切に見直します。また、これに基づき、情報セキュリティインシデント</p>	<p>の充実及び監事機能の実効性の向上に努めます。</p> <p>さらに、見直しを行った機構のあり方、方向性を明確化したNASVAWAY2017(業務運営方針等)や理事長の指示について、法人内電子掲示板システム等を活用し、全役職員間で共有することを引き続き徹底するとともに、更なる浸透定着を図ります。</p> <p>(2) 情報セキュリティ対策</p> <p>見直しした情報セキュリティ管理規程や情報セキュリティ対策基準などに基づき、情報セキュリティインシデント対応の訓練や情報セキュリティ対策に関する教育など、保有個人情報の保護を含む情報セキュリティ対策を講じるとともに、「NASVAホームページに係る通信のSSL/TLSによる暗号化」を含む情</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・標的型メール攻撃訓練 ・個別学習プログラム(コンプライアンス実践マニュアル、法人文書管理など) <p>3) リスク評価の実施</p> <p>業務リスクに伴うインシデントを未然に防止するため、リスク管理委員会(平成31年4月、令和元年5月、令和2年2月、3月)を開催し、前年度に発生したリスクの識別・分析・評価を行い、自己点検を実施した。また、過去に発生したリスク報告書の事案についてカテゴライズし、理事長への報告、対応及び再発防止策の策定を迅速に行うよう、マネージャー以上の全管理職に周知徹底を図った。</p> <p>4) 内部統制のモニタリング</p> <p>令和元年11月、内部統制の推進状況をモニタリングするため、内部統制推進責任者会議を開催した。情報セキュリティ・個人情報保護、職員の不祥事等について、本部各部長、各主管支所長が報告し、内部統制の推進状況を組織全体で確認・共有した。</p> <p>5) コンプライアンスの再徹底</p> <p>役職員の現状の認識度を調査し、課題の抽出と対策を検討するため、コンプライアンス委員会(令和元年12月、令和2年、3月)を開催し、改めてコンプライアンス遵守の再徹底を図った。</p> <p>6) 内部監査等の強化</p> <p>第4期中期計画開始時に比べ、内部統制等に係る各種会議体の開催回数を大幅に増やし(24%増)、チェック体制の充実強化を図った。具体的には、会計内部監査(20箇所)、個人情報の保護等重要業務リスクの顕在化を防止するためのリスクアプローチ型業務内部監査(23箇所(無予告による監査4箇所を含む。))を実施するとともに、監事監査(26箇所(無予告による監査4箇所を含む。))を通じて、業務の適正かつ効率的な運営状況や内部統制状況のモニタリングを実施した。</p> <p>7) 監事機能の実効性の向上</p> <p>理事長と監事との間で行っていた意見交換の回数を倍増させ、機構の適正な業務運営のあり方、早急に改善すべき課題への対応策等について活発に議論を交わし、内部統制の充実を図った。</p> <p>8) 適材適所の人材活用による組織の刷新</p> <p>昨年8月、それまで交流職員を充てていた総務・企画部門の審議役について、機構業務全般にわたり</p>	<p>セキュリティインシデント対応訓練や情報セキュリティ対策に関する教育を実施し、対策の推進に取り組んでいる。</p> <p>以上を踏まえ、年度計画を十分に達成しているものと判断し、B評価とするものである。</p> <p><課題と対応></p> <p>平成27年度からの改正独立行政法人通則法の施行に伴い、引き続き必要な規程類や体制の整備を行うとともに、内部統制の仕組みが有効に機能しているか、不断の点検・検証を行い、その結果を踏まえ、必要に応じて見直しを行うなどの内部統制システムのさらなる充実及び監事機能の実効性の向上に努めます。</p>	
---	---	---	--	--	---	--

<p>攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組むとともに、上記の対策の実施状況を毎年度把握し、PDCAサイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図ることとする。</p>	<p>対応の訓練や情報セキュリティ対策に関する教育など、保有個人情報の保護を含む情報セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化等に取り組むとともに、上記の対策の実施状況を毎年度把握し、PDCAサイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図ります。</p>	<p>報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化等に取り組みます。</p> <p>また、対策の実施状況を把握し、PDCAサイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図ります。</p>		<p>豊富な知識と経験を有する職員を任じ（機構史上初）、内部統制の強化と組織の刷新を図った。</p> <p>9) 内部統制に係る組織体制の抜本的見直し</p> <p>一部の支所において、第3期中期計画時より行われていた適性診断業務のインターネット予約率に係る不適正な業務処理を受け、組織内に根深く残る弊害を完全に取り除くため、以下の通り、組織体制の抜本的な見直しを行った。</p> <p>① 管理職の育成強化、若手職員のレベルアップ</p> <p>業務遂行能力に加え、コンプライアンスの遵守や業務全般のマネジメントができる管理職の育成に注力するとともに、若手職員、新任交流職員への教育を強化するなど、職員の育成方針を改めた。</p> <p>② 年功序列にとらわれない人材登用</p> <p>コンプライアンスの遵守、勤務時間や業務全般のマネジメントができる等優秀な職員については、年功序列によらず、上位の職に積極的に登用した。</p> <p>③ 不適正事案に対する処分の厳格化</p> <p>コンプライアンス、ハラスメントなど、不適正な事案等を引き起こした者については、より厳格に処分量定を行うこととした。(先の不適正事案については、計10名を処分)</p> <p>④ 主管支所次長の担務、内部監査室による監査等の強化</p> <p>主管支所次長の担務を拡充するとともに、内部監査室長の専任化や監査回数・監査項目を増やすなど監査内容を充実させ、業務の適正化等を図るための組織体制を整えた。</p> <p>⑤コンプライアンスに対する職員の意識向上のための取組の強化</p> <p>コンプライアンスの重要性を組織に浸透させるために、本部の部単位または支所単位ごとに、職員皆でコンプライアンスの徹底のための行動内容を設定するとともに、優れた取組を評価するための仕組みを構築した。また、ガルーンを効果的に活用した本部指示の周知徹底を図るとともに、各種マニュアル（マスコミ対応、迷惑行為等緊急対応、電話対応）の整備やeラーニングを活用した教育カリキュラムを導入する等、職員のレベルアップを図った。</p> <p>(2) 情報セキュリティ対策</p> <p>1) 情報セキュリティに係る教育の実施</p> <p>政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基</p>		
--	---	--	--	---	--	--

				<p>準群を踏まえ、情報セキュリティ管理規程や情報セキュリティ対策基準等を見直した。見直した基準等に基づき、情報セキュリティインシデント対応訓練や情報セキュリティ対策に関する教育も実施した。</p> <p>2) 情報セキュリティに係るルールの変更</p> <p>標的型メール訓練の結果、最近の情報セキュリティにかかる状況を踏まえ、「サイバー攻撃対策の遵守6則（標的型メール対策）」及び「個人情報保護のための全職員が守るべきポイント10則」について、必要な改正を行い、全役職員に周知徹底を図った。</p> <p>3) ホームページの暗号化</p> <p>ホームページにおける情報セキュリティ強化のため、ホームページ上で公開している全ページの常時暗号化（https化）を図った。</p> <p>4) 独立行政法人情報処理推進機構のマネジメント監査への対応</p> <p>サイバーセキュリティ基本法に基づき、平成30年度に独立行政法人情報処理推進機構（IPA）により実施された「ペネトレーションテスト」及び情報セキュリティに係る「マネジメント監査」について、正式な監査結果が通知された。その指摘事項を踏まえて、情報セキュリティにかかる新たな通達等を作成する等、年度内に対応可能な事項については全て対応した。</p> <p>5) 機構内各種システムの統制強化</p> <p>これまで機構職員が通常業務と掛け持ちをしていた各種システム統制業務について、情報セキュリティの専門家を採用し（機構史上初）、適正な監視と強化を図った。</p> <p>6) 地震災害に係る対応</p> <p>地震災害に係る対応について、全役職員の安否確認及び支所建物の被害状況等の把握を迅速に行うため、引き続き、警備会社が提供する安否確認サービスを利用して防災対策を実施した。9月の防災週間には、万一の地震災害の発生に対処するため、全役職員参加の安否確認訓練及び支所施設等被害状況の報告訓練を実施した。令和元年12月～令和2年2月に「安否確認サービス操作訓練」も実施した。</p>	
--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4-2	施設及び設備に関する計画		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表（平成29年度）29-⑩ 行政事業レビューシート事業番号 193

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な 情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
業務の確実な遂行のため、施設・設備の計画的な整備・更新を進めるとともに、適切な維持管理を行う。	千葉、東北、岡山及び中部の各療護センターの医療機器等の整備・更新については、その必要性を厳正に検証した上で実施します。また、これらの医療機器等の適切な維持管理を行います。	・千葉療護センター：患者情報システム更新、中長期修繕計画に基づく修繕、全自動錠剤散薬分包機更新	<p><主な定量的指標> なし</p> <p><その他の指標> なし</p> <p><評価の視点> ・中期計画及び年度計画に沿って適切に実施されているか。また、その調達においても公正性・透明性を確保したものであるか。</p>	<p><主要な業務実績> 計画に基づき、施設・設備の整備を行った。</p> <p>・千葉療護センター 患者情報システム更新、中長期修繕計画に基づく修繕、全自動錠剤散薬分包機更新</p> <p>調達にあたっては必要性を厳正に検証し、全て一般競争入札により相手方を選定した。</p>	<p><評価と根拠> 評価：B 中期計画に基づく設備等について、年度計画に沿って適切に整備した。また、調達にあたっては必要性を厳正に検証し、会計規程に則って公正性・透明性を確保したことから、年度計画を十分に達成しているものと判断しB評価とするものである。</p> <p><課題と対応> 引き続き、設備等の計画的な整備・更新を進めるとともに、適切な維持管理を行う。</p>	評価	

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4-3-1	人事に関する事項 人事に関する計画		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な 情報
給与水準の対国家公務員指数（ラスパイレス指数）	—	102.9	103.6	103.5	105.1			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
給与水準については、政府における独立行政法人に係る報酬・給与等の見直しの取組を踏まえ、国家公務員等の給与水準等も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく見直すものとする。 産業カウンセラー、ホームヘルパー等の資格を取得させるとともにそれらの職員の活用を図り、また、事業環境の変化に対応した経験者採用や国との人事交流を行う。 さらに職員の資質の向上のため、	給与水準については、政府における独立行政法人に係る報酬・給与等の見直しの取組を踏まえ、国家公務員等の給与水準等との比較を行いつつ、事務・事業の特性を踏まえて適正な給与水準となるよう厳しく検証した上で、その検証結果や取組状況を公表します。	給与水準については、政府における独立行政法人に係る報酬・給与等の見直しの取組を踏まえ、国家公務員等の給与水準等との比較を行いつつ、事務・事業の特性を踏まえて適正な給与水準となるよう厳しく検証した上で、その検証結果や取組状況を公表します。	<p><主な定量的指標></p> <p>なし</p> <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> 給与水準の対国家公務員指数(ラスパイレス指数) <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> 給与水準について、国家公務員の給与水準等を考慮した目標水準・目標期限を設定して適正化に取り組むとともに、その取組状況等を公表しているか。 	<p><主要な業務実績>役職員の給与水準について</p> <ul style="list-style-type: none"> 国家公務員給与法の一部改正に準拠して、平成31年4月から職員の俸給表の平均0.1%引上げ、令和元年12月期において役員賞与の0.05月分及び職員賞与の0.05月分の引上げ等を行った。 令和元年度の給与水準（ラスパイレス指数）国家公務員の給与改正等の動向を踏まえた給与水準の適正化を図った結果、令和元年度は（年齢勘案）105.1となった。（前年度103.5 前々年度103.6） 	<p><評定と根拠>評定：B 国家公務員の給与改定等に準拠した給与水準の適正化等により、役職員給与について全般的に見直しを図っていることから、年度計画を十分に達成しているものと判断しB評価とするものである。</p> <p><課題と対応></p> <p>引き続き、国家公務員等の給与水準等との比較を行いつつ、事務・事業の特性を踏まえて適正な給与水準となるよう厳しく検証し、給与水準の適正化を図る。</p>	評価	

<p>機構の人材育成方針を随時改定していくことにより、研修の充実による職員の資質向上、能力・実績を適正に評価する仕組みの適切な運用等により、人材の有効活用を図る。</p>						
---	--	--	--	--	--	--

<p>4. その他参考情報</p>
<p>特になし</p>

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4-3-2	人事に関する事項 人材の活用		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な 情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
				業務実績	自己評価			
<p>給与水準については、政府における独立行政法人に係る報酬・給与等の見直しの取組を踏まえ、国家公務員等の給与水準等も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく見直すものとする。</p> <p>産業カウンセラー、ホームヘルパー等の資格を取得させるとともにそれらの職員の活用を図り、また、事業環境の変化に対応した経験者採用や国との人事交流を行う。</p> <p>さらに職員の資質の向上のため、</p>	<p>産業カウンセラー、ホームヘルパー等の資格を取得させるとともに、それらの職員の活用を図り、また、事業環境の変化に対応した経験者採用や国との人事交流を行い、また、事業環境の変化に対応した経験者採用や国との人事交流を行う。</p> <p>さらに職員の資質の向上のため、</p>	<p>① 安全指導業務、被害者援護業務等に必要の人材を育成するため、産業カウンセラー、運行管理者、介護職員初任者研修(旧ホームヘルパー2級)等の資格を取得させるとともに、引き続き、事業環境の変化に対応した経験者採用や国との人事交流を行い、能力・実績を適正に評価する仕組みを適切に運用し、人材の有効活用を図ります。</p> <p>② 安全指導業務、被害者援護業務</p>	<p><主な定量的指標> なし</p> <p><その他の指標> なし</p> <p><評価の視点> ・産業カウンセラー、介護職員初任者研修(旧ホームヘルパー2級)等の資格を取得させるとともに、資格取得者について、適正な配置を行い、職員の活用を図っているか。 ・事業環境の変化に対応した</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>1)令和元年度において、新たに17人が産業カウンセラー資格を取得した。産業カウンセラー資格を取得した職員は、主管支所等で行っている第一種カウンセラー資格要件研修終了後にカウンセラーとして指名し、適性診断業務に従事する職員として配置するなど、人材の有効活用を図った。また、介護職員初任者研修(旧ホームヘルパー2級)においても、新たに7人が受講し、被害者援護業務に従事する職員として配置するなど、人材の有効活用を図った。</p> <p>2)事業環境の変化に対応するため、国との間の人事交流を促進し、幅広い視野と経験を有する人材の育成を図った。</p> <p>3)引き続き、勤務評価を適正に運用し、評価結果を勤奨手当及び定期昇給の判定に反映させた。</p> <p>4)職員の資質向上を図るため、以下の研修を実施した。</p> <p>①業務別専門研修の実施</p> <p>・第一種講師に指名するための要件の一つとして規定されている運行管理者資格者証の交付を受けるために、その試験の受験資格となる基礎講習を38人に受講させた。</p> <p>・運行管理者の指導講習において講義することが</p>	<p><評定と根拠>評定：B 各業務を高度な専門性をもって遂行させていくため、各種資格の取得支援やスキルアップのための研修の実施等、常に人材育成と職員の資質向上に取り組んでいる。また、人材育成の取組の方向性や研修体系及びキャリアパス等を明確化するためNASVA人材育成方針の周知を引き続き図る等、効果的・効率的な職員の資質向上・育成を図っており、年度計画を十分に達成しているものと判断しB評価とするものである。</p> <p><課題と対応> 引き続き、必要に応じた研修カリキュラムの見直し等を行いながら、職員の資質の向上及び育成を行う。</p>	<p>評定</p>		

<p>機構の人材育成方針を随時改定していくことにより、研修の充実による職員の資質向上、能力・実績を適正に評価する仕組みの適切な運用等により、人材の有効活用を図る。</p>	<p>ります。</p>	<p>等の質の向上を図るため、より実践的な内容を盛り込みながら研修カリキュラムの見直しを行い、研修の充実を図り、職員の資質の向上及び育成を行います。</p> <p>③ 「NASVA 人材育成方針」を随時改訂し、次代の機構を担う人材育成の取組の方向性、研修体系及びキャリアパスを明確にすることにより、職員の意欲を向上させるとともに、職員の能力を活かす人事管理や組織作りを推進します。</p>	<p>経験者採用や国との人事交流を引き続き行い、幅広い視野と経験を有する人材の育成を図っているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全職員を対象に能力・実績評価制度による適正な評価を行うとともに、職員が意欲をもってその能力を発揮し、NASVA職員としての使命を積極的に果たせるよう人材の有効活用を図っているか。 ・研修の充実を図り、職員の資質向上を図っているか。 ・「NASVA 人材育成方針」を随時改訂し、次代のNASVAを担う人材育成の取組の方向性、研修体系及びキャリアパスを明確にすることにより、職員の意欲を向上させるとともに、職員の 	<p>できる第一種講師を育成するため、14 人に対して第一種講師資格要件研修を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飲酒運転防止指導の観点から、飲酒が身体に及ぼす影響等について専門教育を行う講師を育成するため、「ASK の飲酒運転防止インストラクター養成講座」を 29 人に受講させ、育成強化を図った。 ※ASK：(NPO)アルコール薬物問題全国市民協会の略称 ・初任診断や適齢診断等においてカウンセリングを実施することができる第一種カウンセラーを養成するため、20 人に対して、第一種カウンセラー資格要件研修を実施した。また、第一種カウンセラー及び第二種カウンセラー217 人に対して、カウンセラー教育・訓練を実施した。 ・運輸安全マネジメント業務を新たに担当する職員 30 人に対して、運輸安全マネジメントに関する基礎知識の習得等を目的とした、安全マネジメント担当者等研修を実施した。 ・運輸安全マネジメント業務のうち派遣講師・コンサルティングを新たに担当する職員 20 人に対して、講師派遣・コンサルティングの基本的手法を習得するためのアドバイザー・資格研修を実施した。また、アドバイザー20 人（うち、コンサルタント4 人）に対して、資質向上を図るためのアドバイザー・スキルアップ研修を実施し、コンサルティング手法の技術の向上を図った。 ・運輸安全マネジメント評価業務を行う安全評価員を養成するため、令和元年度は安全評価員候補者として新たに 5 人を国土交通省主催の「運輸安全マネジメント評価〔初級〕研修」に参加させ、評価に必要とされる知識の習得及び向上を図り、要員の育成確保に努めた。また、評価実施時の OJT として、8 人が実際の評価に立ち会い、インタビュー技法、評価報告書の作成等に係る力量の向上を図った。 ・被害者の気持ちを理解することは、NASVA職員として必要不可欠であることから、令和元年度の新規採用職員研修において、外部講師による被害者への接し方に関する講義とNASVA友の会の会員であった交通遺児の保護者から 	<p>また、必要に応じて「NASVA 人材育成方針」を随時改訂し、職員の意欲を向上させるとともに、職員の能力を活かす人事管理や組織作りを推進する。</p>
---	-------------	--	---	--	---

				<p>能力を活かす人事管理や組織作りを推進しているか。</p>	<p>の当事者視点による講話を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 各主管支所、支所において弾力的に業務分担が行われている現状を踏まえ、引き続き、債権管理に係る研修については、事故対策事業推進員のほか、職員、非常勤職員を対象として実施し、専門知識の共有を図った。 組織として被害者援護業務の重要性に対する認識を高めるため、被害者援護業務主担当以外の職員を対象とした被害者援護業務関係勉強会を各主管支所で実施。 各主管支所及び支所の経理事務に携わる職員28人に対して、会計事務及び財務・会計システム研修を実施し、不正行為防止の心構え、会計事務の基礎知識及び会計システムの基本的な操作方法等の習得を図った。 <p>②階層別研修の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 新規採用職員、中堅職員（チーフ、アシスタントマネージャー）及び管理職員（マネージャー、支所長）84人に対して、階層別研修を実施し、職員の資質向上を図った。 <p>5)人材育成の取組の方向性、研修体系及びキャリアパスなど、NASVA 人材育成方針を研修等において職員に浸透させ、職員の意欲の向上を図るため、「NASVA 人材育成方針」を令和元年12月に改訂した。</p> <p>具体的には、階層別研修の充実化のほか、年齢等にとらわれない優秀な職員の積極的登用、管理職再任用の的確な運用等、人材配置の明確化を図った。</p>		
--	--	--	--	---------------------------------	--	--	--

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4-4	自動車事故対策に関する広報活動		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な 情報
機構ホームページアクセス件数	—	288 万件	278 万件	230 万件	212 万件			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
<p>機構の全国組織を活用し、関係機関との連携の下、自動車損害賠償保障制度及び機構業務について効果的に広報活動を行う。</p> <p>さらに、自動車事故発生の防止や被害者支援の啓発に資するために、自動車運送事業者等に対する安全指導業務等において自動車事故被害者の置かれた実態を広く伝える機会などを拡大する。</p>	<p>事故防止、被害者援護及び自動車損害賠償保障制度に関し組織一体となった広報活動を実施します。</p> <p>交通安全フェア等における、国等と協力した周知宣伝活動やインターネット、マスメディア等を活用した広範な広報活動を積極的に実施しつつ、当機構の認知度の向上にも努めます。</p> <p>また、被害者支援の啓発のために、自動車運送事業者等に対する安全指導業務等や自動車事</p>	<p>自動車損害賠償保障制度及び機構業務の認知度を向上させるための広報活動を、全国の支所を活用して各地で開催される交通安全関係イベント等で実施するほか、国・地方自治体・損害保険会社等の関係機関との連携やマスメディア等の活用などにより、一層効果的かつ効率的に実施します。</p> <p>また、自動車事故発生の防止や被害者支援の啓発のために、自動車運送事業者等に対する安全指導業務や交通刑務所における更生プログラム</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>なし</p> <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・NASVA ホームページアクセス件数 <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国や関係機関と協力し、インターネット等を活用した効果的な広報活動を行っているか。 	<p><主要な業務実績></p> <p>1) 機構の広報活動の強化</p> <p>機構業務の認知度向上、自動車損害賠償保障制度に関する広報活動の一環として、引き続き、国土交通省関連機関誌に機構業務紹介記事を掲載するとともに、SNS を活用した新たな取組や主管支所・支所による積極的な働きかけなど、組織一丸となって広報活動を展開した。</p> <p>○本部の取組</p> <p>本部では、令和元年6月、老若男女を問わず、タイムリーに機構の幅広い活動内容を知ってもらうため、時代の流れに呼応したソーシャル・ネットワークワーキング・サービス (SNS) である「自動車事故対策機構公式 Facebook ページ」を新たに開設した。</p> <p>○主管支所の取組</p> <p>東京主管支所では、令和元年8月、これまでになかった広報スタイルである、特定非営利活動法人いのちのミュージアムとのコラボレーション企画を開催した。これは、昨年採用され、千葉療護センターで研修を受けた若手職員の「交通事故被害者の現状を多くの人に知って、考えて、感じてほしい。」という一念から始まったプロジェクトで、交通事故被害者にスポットを当てた助言・指導と「いのちのメッセージ展」の展示を</p>	<p><評価と根拠> 評価：A</p> <p>全国組織である強みを活かし、自動車損害賠償保障制度及び機構業務に係る広報活動を着実に実施した。</p> <p>加えて、Facebook ページの開設・運用、職員一人一人が知恵を出し合い、工夫を凝らした広報活動を展開した結果、マスメディア（新聞、テレビ）による報道や新たな連携先の獲得に結びつくなど、これまでにない、大きな波及効果が認められた。（こうした好事例は、方法論等を組織内で共有（横展開）することにより、効率的な業務運営と組織の底上げにも寄与）</p> <p>なお、平成27年度から継続的に実施している交通刑務所における更生プログラムの場での講義については、民間協力者として、同刑務所の教育活動に長年に</p>	<p>評価</p>	

	<p>故被害者の創作 品を展示するナ スバギャラリー の設置、訪問支 援等により収 集・集積された 情報の伝達を通 じて、自動車事 故被害者の置か れた実態を広く 伝えていきま す。</p>	<p>の場で、自動車事 故被害者の置かれ た実態を広く伝え ていきます。 あわせて、自動 車事故被害者の創 作作品を展示する ナスバギャラリー を設置して事故防 止及び被害者援護 に関する広報活動 を実施します。</p>		<p>行った。展示には、交通事故被害者と同じ身長のパネルや生前履いていた靴を据えるなど、見る者の心に訴えかける、創意工夫に富んだ内容であり、適性診断受診者(1,314人)をはじめとして、多くの反響が寄せられた。(ある感想:「この活動をもっともっと行って、車を運転する方に聞かせてください。とても気が引き締められました。」) ○支所の取組 高齢運転者による事故の多発が社会問題化する中、高齢化率が全国一の秋田支所では、機構業務及び被害者支援制度の周知を目的として、入念な準備のもと、県下の関係組織に積極的な働きかけを行った。 令和元年8月には、県内で圧倒的なシェアを誇る「秋田魁新報社」に対し個別取材に応じてもらい、写真付きの記事が掲載された。掲載後は市民に加え秋田放送テレビからも問合せがあったほか、秋田県主催の「犯罪被害者週間」県民のつどいへの出展依頼が新たに寄せられるなど、大きな反響があった。 令和2年1月には、秋田県警察本部・県内警察署と連携し、交通事故被害者と接する機会の多い全県交通課長等研修会の場で、機構業務及び被害者支援制度を詳細かつ具体的に説明した。 同年2月には、NASVAの呼びかけに応じた国・地方自治体・県警本部・各種協会・運送事業者・交通事故被害者団体や介護料受給者等が手を取り合い、ナスバギャラリーリニューアル記念式典を開催した。関係者が一同に会する式典は、マスメディアの注目を集め、秋田県すべてのテレビ局で放送されたほか、新聞(一般紙)に記事が掲載されるなど、大きな波及効果が認められた。 2) 全国交通安全運動でのPR活動 全国交通安全運動の一環として、各種イベントに参加し、被害者保護、事故防止対策及び自動車損害賠償保障制度等に関するPR活動を実施した。また、マスコミ向け業務説明会の実施方法を見直し、記者の関心の高い業務に絞り込みをするなど、工夫を凝らした活動を行った。 3) 市原刑務所における「被害者の視点を取り入れた教育」プログラムでの講義の実施 令和元年11月及び令和2年3月、市原刑務所</p>	<p>わたり尽力した功績が高く評価され、市原刑務所長からナスバ理事長に感謝状が贈られた。 これらの取組については、年度計画を大きく上回っているものと判断し、A評価とするものである。 ＜課題と対応＞ 引き続き、事故防止業務、被害者援護業務及び自動車損害賠償保障制度に関し、効果的な広報活動を積極的に実施するとともに、ナスバの認知度向上に努める。</p>	
--	---	--	--	--	---	--

					<p>で交通事犯の受刑者に対し、『自らの犯罪と向き合うことで犯した罪の大きさや被害者及びその家族の心情を認識させ、被害者及びその家族に誠意を持って対応していく意識とともに、再び罪を犯さない決意を固めさせる』ことを目的としたプログラムにおいて、安全指導業務でのドライバー等に対する教育の経験や被害者援護業務での被害者と直に接する中で培った幅広い知見を基に講義を実施した。</p> <p>4) ナスバギャラリー設置によるPR</p> <p>自動車事故被害者(交通遺児や重度の障害を負った方)が描いた絵画・書道等の創作品を展示する「ナスバギャラリー」を主管支所等に設置し、被害者援護業務に関する広報活動を実施した。</p> <p>令和元年9月、主管支所等外での展示として、引き続き、東京メトロ半蔵門線、銀座線「三越前駅」間を結ぶ地下通路で「ナスバギャラリーIN東京」を開催し、被害者支援の情報を発信した。7日間の期間中、4,092人が足を止めて自動車事故被害者の作品を観覧した。</p> <p>また令和2年1月～2月には、日本自動車会館ビル1階ロビー廊下で「ナスバギャラリーIN東京(日本自動車会館)」を開催し、約700人が足を止めて、被害者援護業務の活動内容や自動車事故被害者の作品を観覧した。</p> <p>5) 機構概要(パンフレット等)の配布</p> <p>ナスバの総合的なパンフレットを地方自治体、関係機関に広く頒布するとともに、各種イベント等において多数配布した。また、各国の自動車アセスメント機関との会合等では英語版パンフレットを有効活用した。</p> <p>6) ホームページの活用</p> <p>ナスバ業務の認知度向上の一環として、ホームページの内容を充実させるとともに、ホームページへのアクセスのしやすさを工夫した結果、全体で212万件に及ぶアクセス件数を記録した。</p> <p>7) マスコミ取材対応マニュアル(第2版)の作成</p> <p>マスコミ等から職員が取材を受けた場合の対応について、現場が更に使いやすく利用できるようにマスコミ取材対応マニュアルを改訂の上、第2版を発行し、全職員に周知徹底を図った。</p>		
--	--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報

特になし